港北地区町界町名施設名に関する調査研究

報告書

昭和56年9月

日本住宅公団港北開発局
(社)日本都市計画学会

港北地区町界町名施設名に関する調査研究

《報　告　書》

昭和56年9月

日本住宅公団港北開発局
(社)日本都市計画学会

はじめに

本調査は日本住宅公団港北開発局による、昭和55年度委託研究として日本都市計画学会が受託して行ったものである。

港北ニュータウンは昭和44年事業着手以来、10数年に亘るまちづくりの仕事をすすめてきたが、昭和58年には新市民の入居を迎えるはこびとなっている。新しいまちが誕生するにあたって、市民の愛着心を高め、新たなふるさととして帰属感をもつように、これにふさわしい町の構成をし、町名をつけることが必要である。

一方、それぞれの土地には地域の伝統に根づいた固有の地名の歴史があり、町名はいわば無形の財産ともなっている。新しいまちづくりが地域の伝統に融和したものとなるための一つの方策として町名が位置付けられ、新たな地域の文化として継承されてゆくことが期待されている。このため、以前からこの地域に居住する市民にとっても、新たな地名へ転換することについては関心の強いことでもあろう。そのため、この問題を単に行政上の手続きとせず、地域に関わる各方面の意見を反映しながら処理してゆくことが求められるのである。

これらのことから、新しい町をどのように設定し、どのような名前をどのような方法で付するのが良いか、検討を行なった。研究を進めるにあたっては、学識経験者を交えた研究委員会を編成し、これを中心として作業を進めてきた。その中で、横浜市をはじめとして関係諸機関のご協力・ご指導をいただいたことに厚くお礼を申し上げるとともに、今後、実施のための具体的検討を進めるうえで、この報告書がその一助となることを期待したい。

昭和56年９月

町界町名施設名に関する調査研究委員会

委員長　　川　手　昭　二

港北地区町界町名施設名に関する調査研究委員会の構成

委員長	川手昭二	筑波大学教授
委員	山口恵一郎	日本地図センター地図相談室長
〃	大場正典	横浜市場冷蔵代表（元横浜市助役）
〃	野村良政	横浜地下街株式会社専務取締役（元横浜市計画局長）
〃	平野守之	横浜市総務局行政部長
〃	（北村　亘）	
〃	足立光生	〃　〃　〃　区連絡調整課長
〃	江口昭悟	〃　企画調整局専任主幹
〃	内藤惇之	〃　〃　〃　企画課副主幹
〃	坂口照夫	〃　市民局市民部長
〃	中野正雄	〃　〃　〃　住居表示課長
〃	楠原　功	〃　〃　〃　〃　副主幹
〃	田中祥夫	〃　都市整備局港北ニュータウン建設部長
〃	戸塚玄三	〃　〃　〃　センター開発対策室長
〃	渡　幹夫	〃　〃　〃　港北ニュータウン建設事務所長
〃	野々村宗逸	日本住宅公団港北開発局長
〃	圷　叔男	〃　〃　事業部長
	（清水　浩）	
〃	春原　進	〃　〃　〃　事業計画課長
〃	青木袈裟未	〃　〃　〃　区画整理第一課長
〃	佐本昭三	〃　〃　〃　〃　第二課長
幹事	大野紀雄	横浜市総務局行政部区連絡調整課調査係長
〃	森田利明	〃　市民局市民部住居表示課係長
〃	鈴木崇夫	〃　〃　〃　〃　〃
〃	須藤博之	〃　〃　〃　港北ニュータウン住居表示担当
〃	植岡輝夫	〃　都市整備局港北ニュータウン建設部センター開発対策室主査
〃	中村俊輔	〃　〃　〃　〃
〃	藤原　博	日本住宅公団港北開発局事業部事業計画課々長代理
〃	平山公計	〃　〃　〃　〃　係長

幹　事	姉歯道信	日本住宅公団港北開発局事業部事業計画課
	高桑周二	〃　〃　〃　〃
	寺島伸一	〃　〃　〃　〃
	亀山　滋	〃　〃　〃　区画整理課々長代理
	下之園幸一郎	〃　〃　〃　〃　係長
ワーキング	池田亮二	㈱目白都市建築研究所
	小池伸一	
	大場光博	
	岡　利実	
	松村千秋	
	井手幸人	
事務局	社団法人　日本都市計画学会	

目　　次

はじめに
序…… 1
第１章　町割の検討…… 3
１－１　町割現況…… 3
１－２　港北　　ニュータウンの計画概要…… 4
1）　土地利用計画…… 4
2）　面積及び人口…… 8
3）　計画学校区…… 8
１－３　町割の方針…… 12
1）　町割設定の対象範囲…… 12
2）　基本的な町の考え方…… 12
3）　現町界・字界の取扱い…… 12
4）　町界線の所在…… 13
5）　区界の変更について…… 13
１－４　町割の検討…… 14
1）　町割要因…… 14
2）　広域的な町割のとらえ方…… 15
3）　町規模…… 15
4）　住区ブロックの設定…… 15
5）　住区ブロックによる町割の構成…… 17
6）　地区外周辺地域の取扱い…… 17
１－５　町割案…… 18
1）　地区内新町の設定…… 18
2）　特徴的性格をもつ町…… 18
3）　周辺既存町…… 18
4）　町界線の所在…… 19
第２章　町名の検討…… 26
２－１　町名字名現況…… 26
２－２　現況町名字名の由来・変遷…… 27
1）　町名の由来…… 27
2）　町の変遷…… 30
3）　字名の由来…… 30

２－３　町名の設定方針…… 30
1）町名の設定　…… 30
2）町名（住居表示）の型式…… 31
3）命名の方法…… 31
２－４　町名設定区域…… 32
２－５　命名の方策…… 32
第３章　施設名の検討…… 37
３－１　関連施設現況…… 37
３－２　施設名の設定方針…… 37
1）施設名検討の範囲…… 37
2）命名の型式…… 38
3）命名の方法…… 38
３－３　施設の命名類型…… 38
1）命名対応軸の設定…… 38
2）命名対応別類型…… 40
3）施設名命名方法の類型…… 41
３－４　各施設の具体的検討…… 43
1）道路…… 43
2）公園・緑地・丘・池・樹木等…… 45
3）緑道…… 48
4）駅・バス停・歩道橋…… 48
5）教育施設・集合運動場…… 49
第４章　住民意向反映システムの検討…… 54
４－１　町界町名施設名の決定における住民意向反映の必要…… 54
４－２　住居表示の現行制度…… 54
４－３　住民意向反映システムの当事者とプロセス…… 56
４－４　住民意向反映システムの提言…… 57
1）町界町名決定システム…… 57
2）施設名決定システム…… 61
おわりに…… 64

序

港北ニュータウン計画の著しい特徴は、多摩ニュータウンのようにほとんど人の居住しない山林原野のみを開発するのではなく、在来から計画区域内に居住する2,500世帯の人たちと、新たに居住すべき人たちとを一体とする新しいまちづくりを行うということである。

ここには古くからの村落社会生活の営みがあり、それぞれ固有の文化を持ちつづけてきている。ニュータウン計画においては、これら在来の道筋を変更し、建物を移転・更新したりして新しい土地利用計画をたてるわけであるが、必然的にこれまでの自然発生的な町割は変更され、新しい都市生活上の効率に合うような土地区画割りと町の構成をしなければならない。

また、新たな町割と併行して在来からの地名を変更し、新しい地名を付すことになるが、開発や行政の効率化を目的とする安易な地名変更に対しては、近年厳しい目が注がれている。古い土壌を一新して新しいまちとしながら、そこに古い文化土壌との連続性をつくり、新しい市民も古くからの地域の文化と融和し、定住することへの愛着と誇りをもちうるための重要な絆となるためにも、地名による地域のアイデンティティが必要なのである。

現在、港北ニュータウンの都市基盤の整備は着実に進み、昭和58年には第1回の新しい住民を迎えようとしている。この時期において、新しい町割りをし、新しい地名をつけるということは、かっての農業中心の地域社会が新都市として生まれ変わることを決定づける重要な節目であることを意味し、さらに、これからのまちづくりにおける社会的側面の基盤を位置づける重要な問題と考えるのである。

港北ニュータウンは、その計画の理念の一つとして、「住民参加によるまちづくり」があげられているが、町割・町名の問題もまたその一環として考えるべきである。行政機関・開発事業者も、ニュータウンに直接関与するものとして、都市経営のいろいろな局面を能率的に処理するために、町割・町名の決定にそれぞれの立場からかかわるものであるが、基本的にまちの文化をつくり出す主体は地域住民なのであり、地域固有の文化の伝承・習慣・人間関係を熟知する地域住民が主体的に関与することが望ましいであろう。また、新たにつくられる公園・小学校・コミュニティセンターや道路・緑道などの施設の名称あるいは愛称なども、新しくその地域に居住する市民が、自分たちの生活から生まれた創造力によって名付けることがふさわしいものもあろう。

しかし、このような町界・町名や施設名を決定していくうえでの市民参加のシステムと、行政上の諸手続きや意志決定の流れとが調和しないおそれもあり、無用な対立や混乱を生じ

ないスムーズな流れをもったシステムが望まれるのである。

このような状況の中で、本調査研究では町界・町名・施設名の提案と、これにかかわる市民参加による決定システムの提案を行なっているのであるが、これもまた一つの結論としてよりも、選択のための一案として理解されることを期待したい。新しいまちに血を通わせ、豊かな文化の表情をつくりだすよりどころとして町界・町名の問題を考えたいものである。

第１章　町割の検討

第１章　町割の検討

１－１　町割現況

区画整理施行地区は現在、２区18町83字に分割されている。第一地区は全域が港北区に属するが、第二地区は東北部が港北区、その他が緑区と二分されている。（図１－１参照）区界は早淵川や道路・水路を主に通るが、一部明確な地物によらないところがある。

町界は、港北区で11町（東山町・北山田町・すみれが丘・南山田町・牛久保町・大棚町・中川町・勝田町・新吉田町・新羽町・茅ケ崎町）、緑区で７町（荏田町・川和町・池辺町・東方町・折本町・大熊町・佐江戸町）が入り込んでいる。区画整理施行地区に全域がとり込まれる町は北山田町１町のみで、その他は面積・形状など様々であるが、地区外部分を持っている。地区外部分が町面積の過半を占める町は、港北区で東山田町・すみれが丘・大棚町・勝田町・新吉田町・新羽町の６町、緑区で全ての町の７町で、大部分が地区内にあるのは、牛久保町・中川町・茅ケ崎町、の３町のみである。

地区内における町の大きさをみると、第一区では大棚町・すみれが丘がわずかの面積である他は、港北区の５つの町（東山田町・南山田町・北山田町・牛久保町・中川町）が大きな面積を占める。第二地区では、荏田町・茅ケ崎町が大きく、その他の町はいずれも小さな面積しか有さない。特に、新吉田町・新羽町・東方町・折本町・大熊町はそれぞれの町区域に占める地区内部分の割合も小さく、地区内面積比はわずかである。

町界線は全体の傾向として、西北方向から南東方向へ流れるような形が多い。これは第一地区と第二地区の間を東西に流れる早淵川とそれに向う水の流れによって形成された谷と尾根の入り組んだ地形によるもので、町界線もそれに従い、複雑なところが多い。特に、中川町と牛久保町、大棚町と牛久保町、川和町と池辺町の境界は極めて入り組んでおり、複雑な地形を物語っている。

字は港北区32、緑区51と圧倒的に緑区が多いが、これは第二地区の南側にある高い尾根部分とその周辺に存在する数多くの谷によって、極めて小さな字がつくられているためである。（地区内字の詳細は「２－１町名字名現況」参照）

1－2　港北ニュータウンの計画概要

1）土地利用計画

港北ニュータウンは全域で2,530haの面積を有しているが、そのうち公団施行地区は1,317haである。その他には、市および民間による既開発地区67ha、農業専用地区230haなどが含まれている。公団施行地区は2地区から成っており、北側の第一地区が548.3ha、南側の第二地区が768.6haである。

土地利用計画で最も特徴的な点は、グリーンマトリックスシステムと呼ばれる、オープンスペース・緑・文化資源などの関係を体系化したシステムをとっていることである。具体的には、公園・広場・保存緑地・文化財保存地・神社・仏閣等を緑豊かな緑道と歩行者専用路で結び、さらに、各種の公益的施設と日常の生活活動をこれに連環させて計画している。

このシステムの考え方は、ニュータウンの住区・生活圏域の設定に強く反映されており、地域のコミュニティ形成に根ざした町界・町名の検討を進めるうえで、極めて重要な要素になると考えられる。

表1－1　港北ニュータウン土地利用計画表

			第一地区		第二地区		合計	
			面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %
公共用地		道路	115.9	21.1	166.8	21.7	282.7	21.5
		公園・緑地	46.6	8.5	71.1	9.3	117.7	8.9
		河川・水路	0.5	0.1	－	－	0.5	0.04
		計	163.0	29.7	237.9	30.9	400.9	30.4
宅地	住宅用地	集合住宅用地	65.0	11.9	92.8	12.1	157.8	12.0
		分譲住宅用地	37.8	6.9	41.9	5.4	79.7	6.1
		民有地	209.2	38.2	297.1	38.7	506.3	38.4
		計	312.0	56.9	431.8	56.2	743.8	56.5
	施設用地	教育施設用地	51.7	9.4	57.4	7.5	109.1	8.3
		商業その他施設	21.6	3.9	41.5	5.4	63.1	4.8
		計	73.3	13.4	98.9	12.9	172.2	13.1
合計			548.3	100.0	768.6	100.0	1,316.9	100.0

（昭和55年4月事業計画書による）

図１－１　町割現況図

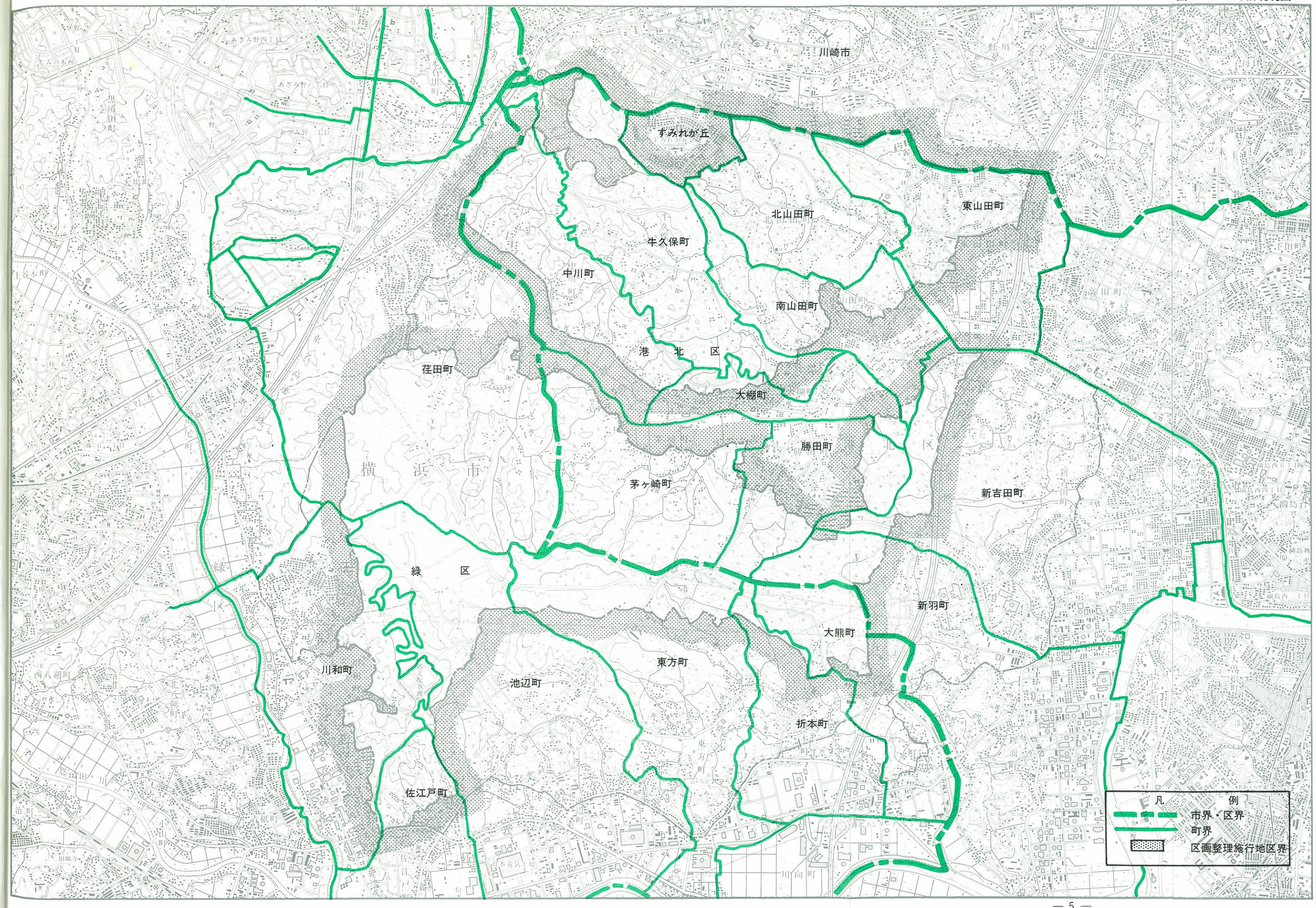
川崎市
すみれが丘
北山田町
東山田町
牛久保町
中川町
南山田町
港北区
荏田町
大棚町
勝田町
茅ヶ崎町
新吉田町
緑区
新羽町
大熊町
東方町
川和町
池辺町
折本町
佐江戸町
凡例
市界・区界
町界
区画整理施行地区界

図１－２　関連自治会・町内会組織現況図

（横浜市市民局資料 昭和55年６月１日による）

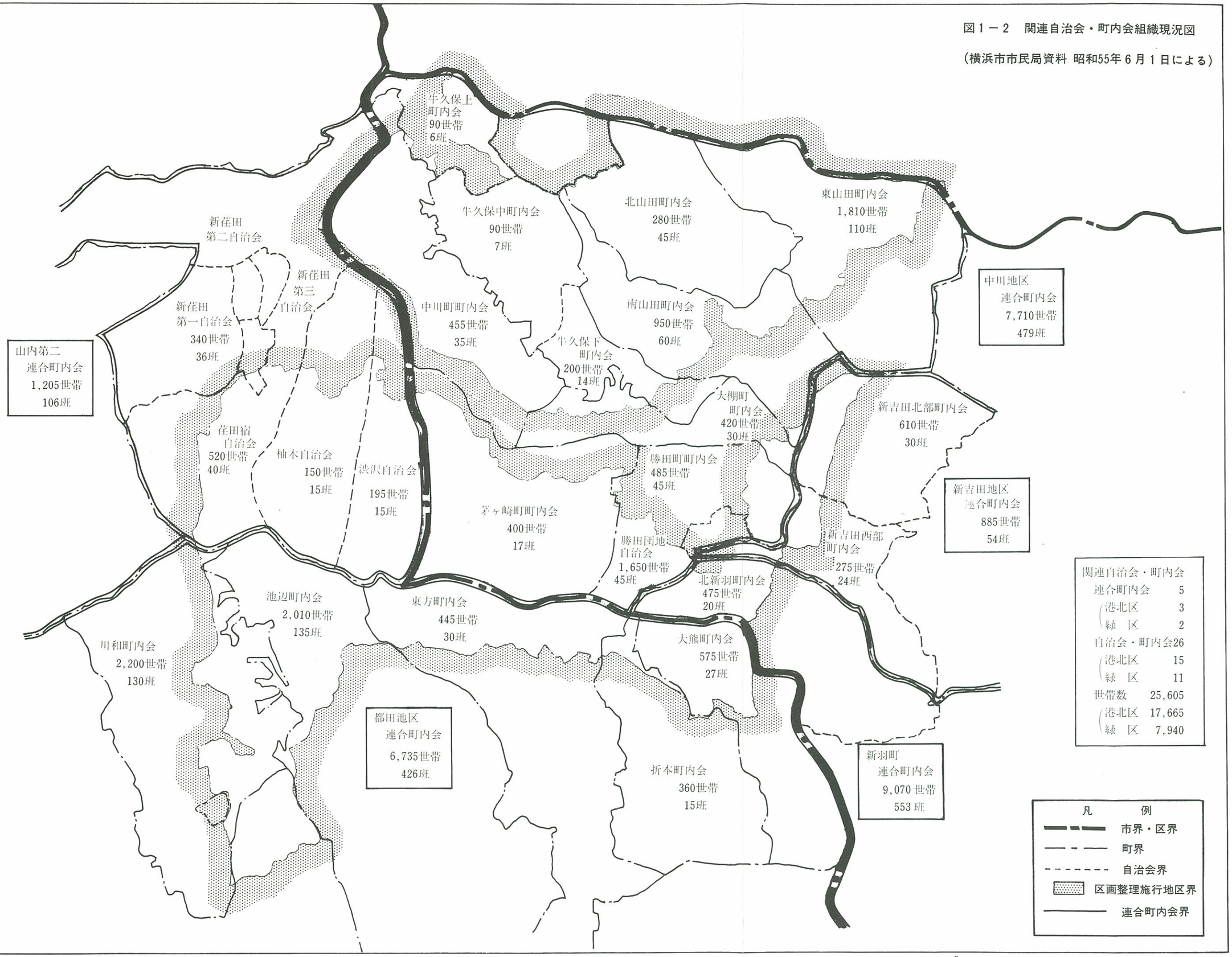

図１－３　土地利用計画図

（出典：港北ニュータウン土地利用計画図
—パンフレット—　1979年５月）

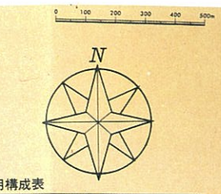

ニュータウン地域土地利用構成表

項目	凡例	面積(ha)	構成比(%)
公団施行地区		1,317	52.1
既開発地区		67	2.6
農業専用地区		230	9.1
その他地区		916	36.2
ニュータウン地域		2,530	100.0

公団施行地区土地利用構成表

	項目	凡例	面積(ha)	構成比(%)
公共施設用地	道路・駅前広場		242.7	18.4
	歩行者専用道路		40.0	3.0
	公園・緑地		89.1	6.8
	緑道		28.6	2.2
	河川・水路		0.5	0.0
	計		400.9	30.4
公益的施設用地	教育施設		109.1	8.3
	医療施設		6.7	0.5
	福祉施設		5.0	0.4
	行政施設		4.5	0.3
	文化施設		5.9	0.4
	商業施設		57.6	4.4
	都市運営施設		25.8	2.0
	計		214.6	16.3
住宅用地	集合住宅地		157.8	12.0
	一般住宅地		530.0	40.2
	計		687.8	52.2
工場用地			13.6	1.0
合計			1,316.9	100.0

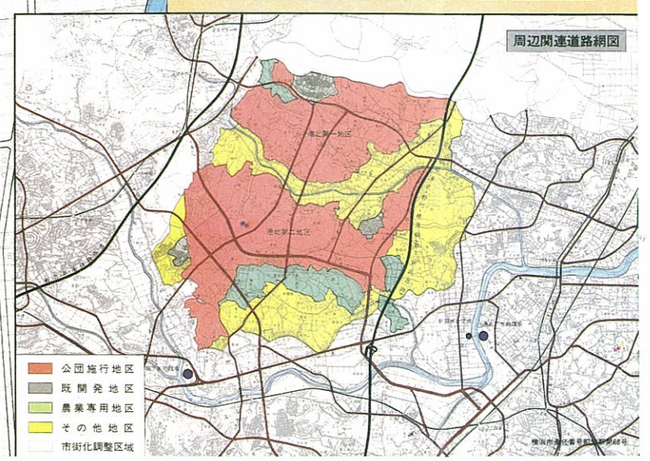

2）面積及び人口

住宅公団による区画整理施行地区内の面積及び人口の計画は以下のとおりである。

表1－2　港北ニュータウン人口計画表

		第一地区	第二地区	合計	備考
施行面積		548.3 ha	768.6 ha	1,316.9 ha	
人口	計	91,900 人	128.100 人	220,000 人	167人/ha
	集合住宅	21,500	30,000	51,500	330人/ha
	民有地等	70,400	98,100	168,500	—

＊交通問題委員会（地元・市・公団）資料による。

（なお港北ニュータウン計画区域全域では、面積2,530 ha、人口30万人の計画となっている）

3）計画学校区

区画整理施行地区に関わる小学校は、第一地区13校・第二地区14校の計27校が計画されている。学校区は地区外を含むものが13校区あり、これらのものは面積も大きい。中学校は第一地区6校、第二地区7校の計13校が計画されている。学校区は第一地区に3小学校で1中学校を形成するものが2ケ所（M－1、M－6）あるが、基本的に2小学校で1中学校を形成している。特に、区画整理施行地区内では、2小学校と1中学校が近接して配置され、4,000～5,000戸で形成される地区コミュニティの核としての機能を有している。

なお、これらの学校区のうち、既存小学校は山田小学校・中川小学校・荏田小学校・すみれが丘小学校・勝田小学校の5校、既存中学校は中川中学校・川和中学校・茅ケ崎中学校の3校となっている。

表１－３　計画学校区の概要

中学校区	小学校区	面　積 (ha)	戸　数 (戸)	街区数
M－1	N－1	41.1	1,313	76
	N－2	45.2	2,325	33
	N－13	29.3 (107.6)	1,075	54
M－2	N－3	46.8	1,949	81
	N－4	39.5	1,882	48
M－3	N－5	22.1 (116.7)	892	42
	N－6	62.6 (84.8)	1,834	100
M－4	N－7	39.6 (53.6)	1,925	64
	N－8	47.7	2,240	69
M－5	N－9	35.4	1,533	47
	N－10	52.4 (62.1)	2,591	71
M－6	N－11	46.3 (59.6)	2,067	66
	N－12	28.4 (165.7)	1,073	42
	N－14	14.4 (58.2)	565	22
M－7	S－1	42.2 (50.9)	1,945	73
	S－2	31.0 (97.4)	1,244	39
M－8	S－3	44.7	2,253	86
	S－4	45.1	2,344	64
M－9	S－5	57.2	2,425	79
	S－6	58.9	3,040	76
M－10	S－7	49.5	1,521	54
	S－8	66.2 (69.9)	2,151	99
M－11	S－9	99.2 (104.7)	3,059	102
	S－10	47.3	2,584	73
M－12	S－11	58.2	2,974	93
	S－12	51.6	2,418	73
M－13	S－13	57.8	2,709	63
	S－14	62.0	2,566	110

＊(　)内は地区外を含んだ全域の面積

図１－４　計画学校区(案)および学校位置図

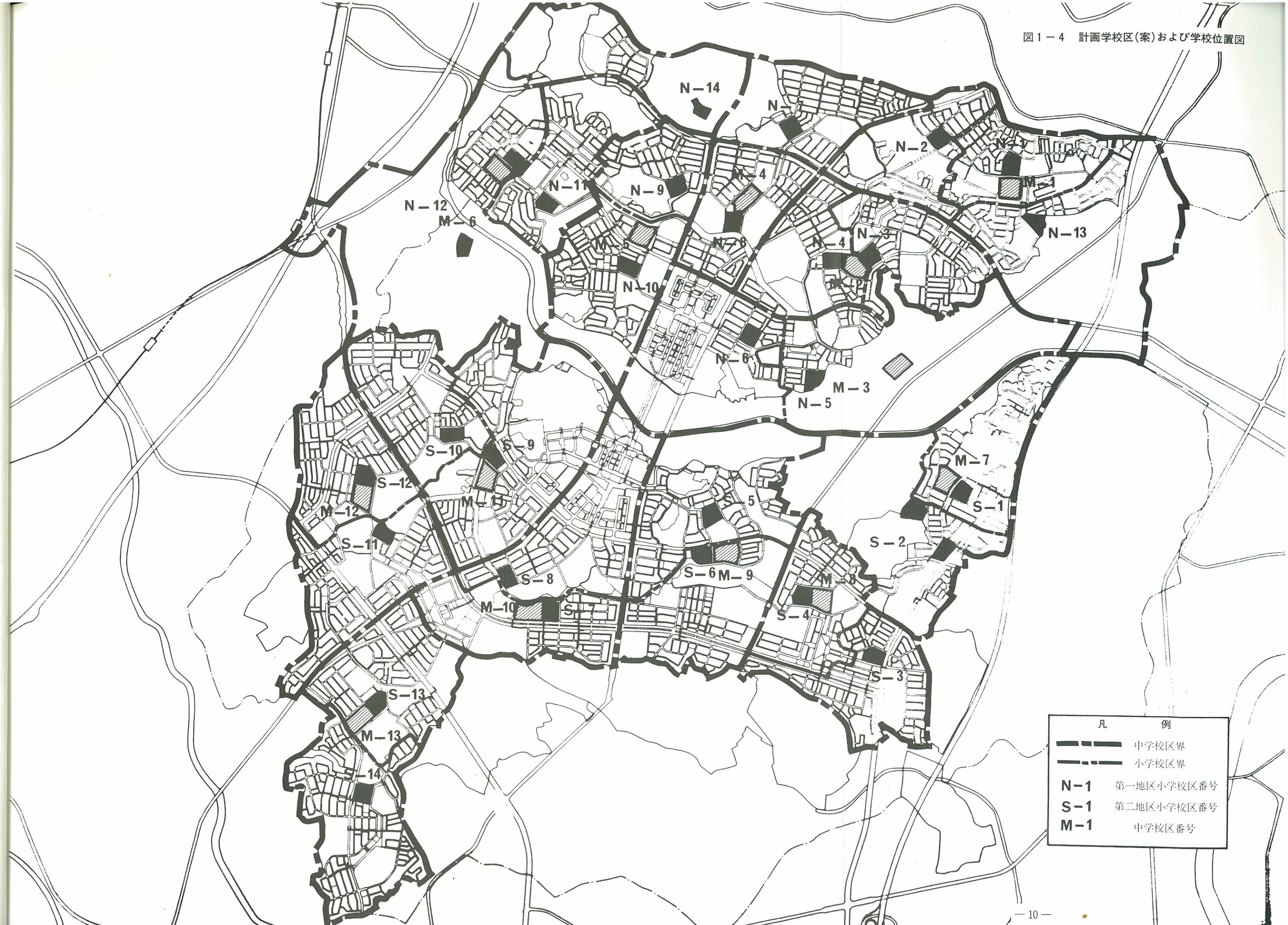

図１－５　存置分布図

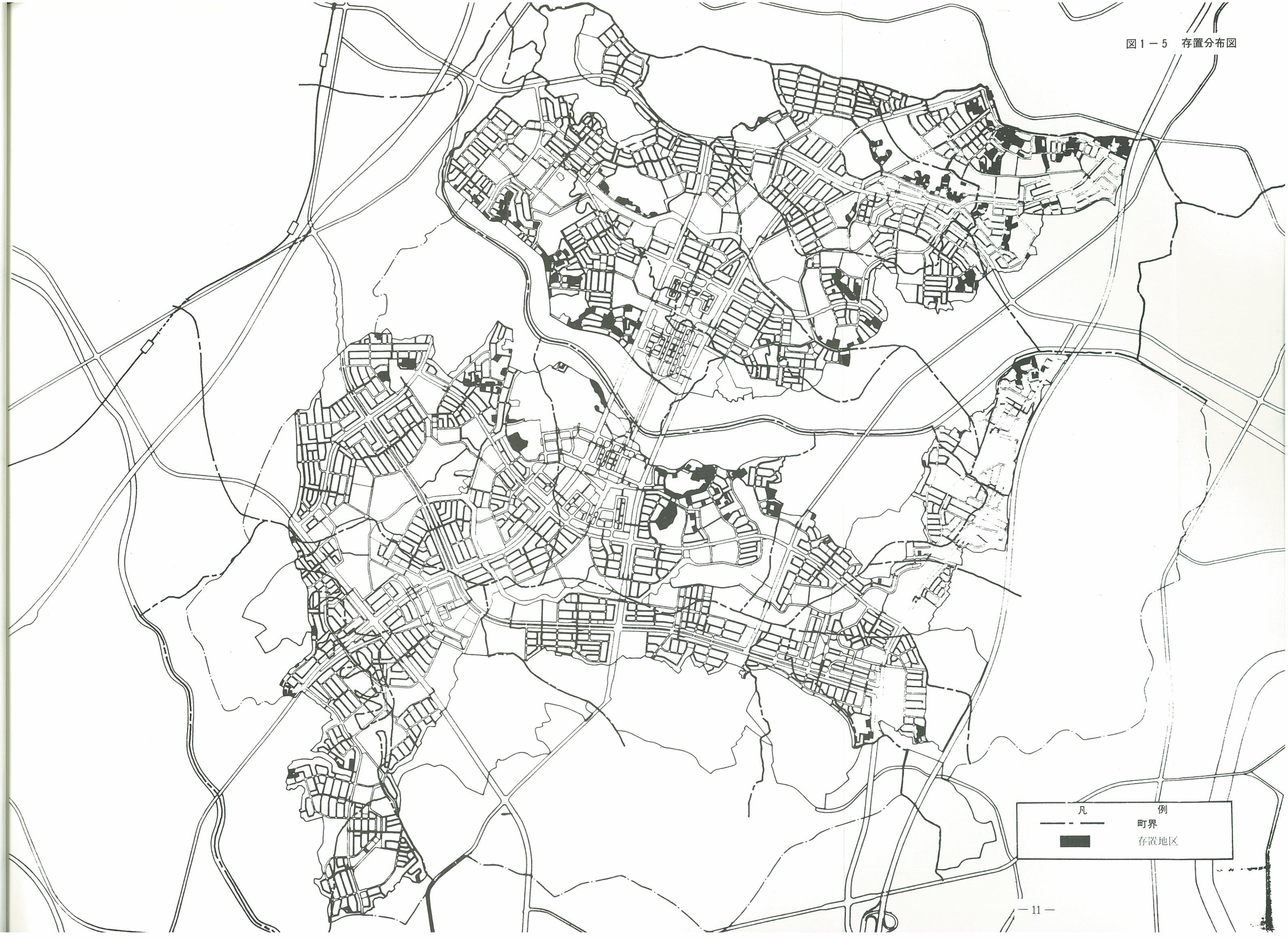

1－3　町割の方針

1）町割設定の対象範囲

新しい地域社会づくりを指向して、これに整合する町割をすることとすれば、その町割計画対象範囲はなるべくニュータウンを含む広い範囲に亘ることが望ましい。本調査研究でもニュータウンとその周辺地域の関わりから、いくつかの対象範囲が考えられてきたが、しかし、現実的には町域の一部が区画整理施行地区に含まれる町の住民や、隣接する既存集落の住民は、ニュータウンの出現のために従来の町区域を解体して新たな町割の中にとり込まれることには抵抗があるだろうと思われる。

また、既存集落地を新たな市街地としての街区構成がないままに住居表示の整備を実施することは、住居表示に関する法律にもなじみにくい。そのため、本調査研究の町割対象としては、主として区画整理施行地区内とその街区構成の計画上密接に関連する周辺部までをとることとし、他の周辺部分についてはニュータウンの熟成につれて更に町割の修正をすることを期待するにとどめたい。

具体的には、区画整理施行地区によって現町が大幅に変更される第一地区と第二地区によって挟まれた早淵川沿いの部分（東山田町・南山田町・牛久保町・大棚町・勝田町・中川町・茅ケ崎町）については全町を検討区域とし、その他の町（すみれが丘・新吉田町・新羽町・大熊町・折本町・東方町・池辺町・川和町・佐江戸町で、区画整理施行地区にわずかの部分が含まれる町）については、区画整理施行地区界に接する部分のみを検討区域とする。

2）基本的な町の考え方

想定される町の単位は、最小規模の住区をいくつか統合しながら、ニュータウンの計画理念（住区構成・施設計画等）に斉合した、コミュニティとしてのまとまりを得られるように設定する。

3）現町界・字界の取扱い

区画整理施行地区内では、基本的に現町界は全面変更・現字界は全面廃止とする。ただし、既存集落が多く存置されるところや、集団による換地によって従来の地域社会（自治会・町内会等）のまとまりが存続される地域をできるだけ分断しないように考慮する。区画整理施行地区外の町界については、基本的に現町界を存続するものとするが、

自然的・社会的一体性をみながら、必要があるものは一部微調整を行なうものとする。

4）町界線の所在

新町設定の町界線は、道路・河川等の明確な地形・地物によるが、交通体系（道路・歩専・緑道等の幹線系）や公益施設群等、明確な土地利用計画を充分考慮して設定を試みる。

区画整理施行地区周辺との境界は基本的に地区界とするが、一部に明確な地形・地物によらないところもある。この部分については、新町の実施に到る過程で適宜微調整を行なうこととしたい。

5）区界の変更について

港北区と緑区の区界は、区画整理施行地区内の変更に伴って、全面的に変更されることとなる。変更に際しては、将来新区の設定も予想されるのであるが、本事業計画との斉合性・換地計画による地域住民への影響・住居表示と地番表示の関連など、検討すべき事柄は多い。特に、港北地区の場合は、ニュータウンのもつ社会的・行政的意味の大きさから、区レベルの行政区域変更に関しては他へ及ぼす影響も大きく、慎重な対応が必要であろう。従って、本調査研究では、町界町名の検討から導き出されるいくつかの変更案も考えられるのであるが、安易な設定は避け、より精密な検討による変更案ができるだけ早期につくられることを期待するにとどめたい。

1－4　町割の検討

1）町割要因

町を設定するにあたって、その境界を何によって定めるかは「住居表示に関する法律」「横浜市住居表示整備要綱」などに“道路・河川・水路・鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設又は著名な地物をもってこれにあてる”と規定されているが、港北ニュータウンにおいて、それらが必要充分な要素となり得るのか、また、他に町界の要因となり得べきものがあるのかどうか、以下にあげて検討してみる。

a）幹線街路

主要幹線街路9本、サブ幹線街路4本があげられるが、住区とはレベルの差によって分離される部分が多く、町丁界の重要な要素となる。幹線街路によってつくられる住区のブロックは、面積・住戸などの規模・形状には差異がある。

主要幹線街路
1. 中山・北山田線
2. 佐江戸・北山田線
3. 日吉・元石川線
4. 新横浜・元石川線
5. 横浜・上麻生線
6. 大熊・東山田線
7. 丸子・中山・茅ケ崎線
8. 牛久保・中川線
9. 新羽・荏田線

b）河川・水路

第一地区と第二地区の間の既存地域に早淵川があり、両地区を明確に分断している。

c）鉄道

3本の計画路線があるが、地下鉄部分が多く、線的な分断要素が得られにくい。

d）緑道

幹線の間をぬうように住区内をかなり広巾員の緑道が計画されており、地形的には分断要素となり得る。ただし、港北ニュータウンの地区コミュニティの交流の場としての役割を充分考慮する必要がある。

e）歩行者専用路

住区内に網の目のようにはりめぐらされ、日常生活における関わりは深い、従って、基本的には町割要素とはしたくないが、地区の特性からみてやむを得ない場合もあり得るだろう。

f）土地利用

公共公益施設が群として配置している所や集合住宅など単一の性格が強く出ている部分では充分要素となり得る。

g）地形

擁壁、丘、保存緑地等の自然的要素は町割要因として充分考えられるが、周囲の状況との関連を考慮したうえで判断することが必要と思われる。

h）その他

細街路など明確に周囲を規定できない要素は基本的にとり入れられないが、状況によってはやむを得ない場合もあり得る。

2）広域的な町割のとらえ方

区画整理施行地区全域に関わりをもつのは、交通体系とそれに伴う公益的施設の誘致圏域である。主なものとしては、鉄道駅の位置と路線・タウンセンター・駅前センター・近隣センターにおける商業・業務施設の規模と内容、緑道ネットワークとそれに附随する大規模公園・教育施設等が考えられるが、各地区の特性に応じたとらえ方が必要と考える。

3）町規模

横浜市町界町名地番整理方針によれば表のような一般的な規準が示され、さらに、一町内で50街区を越えない程度のものが考えられている。

	単一の町の場合	丁目のある場合（4～5丁目）
面　積	13～16 ha	60～70 ha
人　口	2,000～2,500人	10,000 人
世　帯	500世帯	2,500世帯

しかし、港北ニュータウンの場合、大規模な公共用地や公益施設の充実と計画的配置、高密度住宅地の存在などの点から、一般的な規準にそぐわないことも考えられる。従って、一般的な規準は尊重するが、できるだけニュータウンの計画理念に沿った規模設定としたい。

4）住区ブロックの設定

ニュータウン全域の住宅地計画の概要をとらえることと、各地区の特性を分析し積み上げるために、前記の町割要因を使って、地区内の住戸のある街区を、計画理念に基づいてある程度まとまった住区ブロックとしてとらえることとした。この結果500戸前後の住区ブロックを中心に、第一地区で61、第二地区で77の計138のブロックが得られ、これを最小単位として地区特性の分析、町割の検討を行なうものとする。（図1－6参照）

図１－６　住区ブロック図

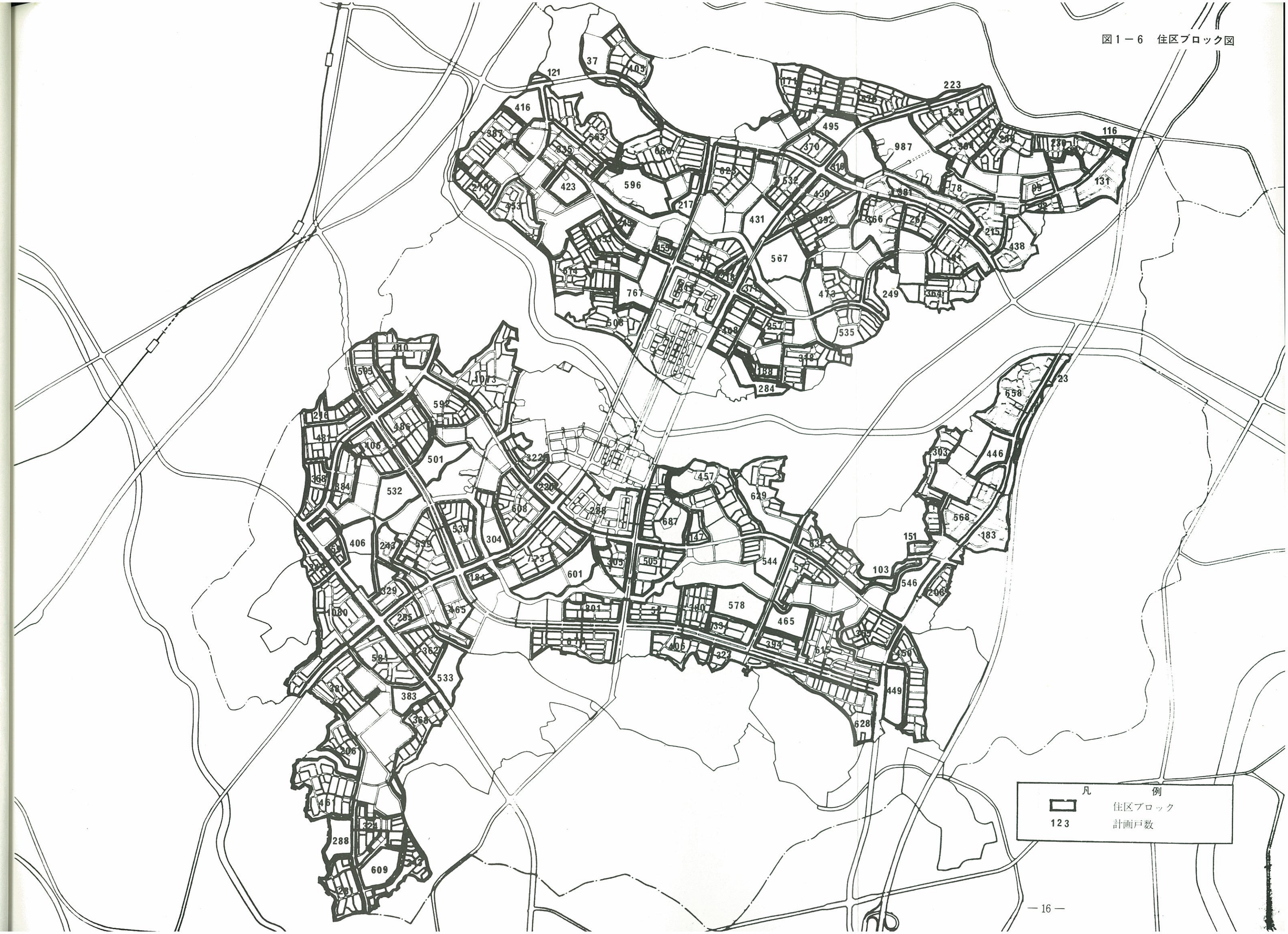

5）住区ブロックの統合による町の構成

町の構成は住区ブロックの統合によって行なうが、その際、原則的に以下の事項に沿って統合していくものとする。

a）まとまりの単位は小学校区規模をめどとする。

b）統合の際には基本的に次の境界を越えないものとする。

幹線街路・サブ幹線街路・学校区・著しく異なる土地利用境界・著しい地形による境界

c）統合の際の留意する点としては、地区現況では〝現況町界字界の確認〟〝地形〟〝集落〟〝自治会〟〝関連施設の有無〟計画では〝土地利用〟〝緑道・歩専の機能と位置〟〝幹線街路〟である。これらをもとに〝住区のまとまり〟〝住区ブロックの性格〟をつかみ〝町割の設定〟を行なう。

住区ブロックの統合の個々の地区における具体的検討は「資料編（計画学校区による地区特性と町割の検討）」を参照してもらいたい。ここで、上記の原則を越えて統合した地区がいくつかあるが、これらは最低規模や現況と計画の関係を考慮したもので、検討の余地が残されている。残された問題は地元住民による協議・検討にまかせたい。

なお、原則を超えて統合された地区は、図1－7の2・5・6・7・11・12・34・39・41・43・46・50・51・60・74・78・79・84などである。

6）地区外周辺地域の取扱い

基本的には地区周辺一皮を調査し、関連する点について検討を加えることとするが、第一地区と第二地区の間の早淵川沿いの地域は全域をとり込み、町割の検討まで行なうこととした。また、第二地区西側の東急による開発地域は今後さらに検討をすすめる必要がある。

1－5　町　割　案（図１－７参照）

１）地区内新町の設定

道路・河川・土地利用等の町割要因・広域的位置付け・規模・住区のまとまり等によって設定した住区ブロックと公益施設群を、周辺との関わりを中心とした特性から町割を検討した。ここでは第一地区と第二地区との間の既存集落をも含めて検討し、町単位として87のブロックが得られる。このうち区画整理施行地区内の新町設定を行なう町は79町である。

地区内設定の新町規模は、平均値で17.5㏊／町、765.2戸／町、25.4街区／町、となっており、大きな不斉合はみられないが、複雑な地区界によって、一部の町に不整形な形状が生じている。

２）特徴的性格をもつ町

＊タウンセンター＝25、26、62、63、　＊総合公園をもつ＝70　＊集合住宅地＝６、17、30、
＊駅前センター　＝37、51、68、　＊農専地区をもつ＝35　74、79

３）周辺既存町

基本的には現町として存続することとし、規模・形状等によって一町として成り立ち得ない地域（中川町、牛久保町の北側、茅ケ崎町）は区画整理施行地区内に取り込んで町割を検討している。（図１－８参照）また、現在団地としてまとまりのある住宅地を形成している勝田団地については、現勝田町から分離して地区外新町設定を考慮している。

＊現町存続－７町

・東山田町・南山田町＝残存地区は面積が大きく、集落も多いので現町存続としたい。（1.8）

・大棚町＝東西に細長く残され、形状は良くないが、地区内に取り込むことは困難と考えられる。

・牛久保町=第一地区の南北に二分されて既存部分が残る。ここでは、面積は小さいが集落の多い南側の部分を現町存続としたい。農専地区が大部分を占める北側部分は、中川町の一部を含めて、地区内に取り込むことが望ましい。（15）

・勝田町＝地区界と早淵川に囲まれて、よくまとまった形で残されるが、地区界に接し

た部分に勝田団地があり、これを分離して2ケ町としたい。（44. 45.）

○荏田町＝残される部分の面積が非常に大きく、各種の公益施設を含んだ市街地もあり、現町を残存させるが、東端の地区界附近に不整形な部分が生じる。（40）

○すみれが丘＝よくまとまった団地であり、地区界で切られた現町がそのまま残る。(21)

4）町界線の所在

設定した町割の町界線は「住居表示に関する法律」「横浜市住居表示整備要綱」などで規定されているように、〝恒久的な施設又は著名な地物〟をとることとする。具体的には、道路、歩行者専用道路の側線・区画整理施行地区界がほとんどである。この場合原則として、道路・歩行者専用道路の側線は南側あるいは東側をとることとしている。（図1－9，1－10参照）

なお第二地区81の西側境界は区画整理施行地区界としているが、地区外に区画整理事業が計画されており、それとの兼ね合いから今後さらに検討が必要とされる。

表１－４　町割（案）規模

＊街区数は公共公益施設を含む　＊地区外の住戸数・街区数は未計算

番号	面　積 ha	住戸数 戸	街区数
1	83. 5	—	—
2	23. 1	814	53
3	20. 4	347	37
4	16. 8	745	31
5	18. 2	833	38
6	19. 5	1, 065	2
7	16. 9	1, 363	14
8	45. 7	—	—
9	21. 4	845	39
10	18. 6	628	35
11	18. 8	677	30
12	16. 9	722	25
13	16. 5	938	8
14	20. 5	853	39
15	10. 4	—	—
16	18. 5	755	34
17	10. 8	332	3
18	42. 9	—	—
19	24. 3	1, 283	54
20	13. 3	865	10
21	40. 8	—	—
22	15. 2	963	21

番号	面　積 ha	住戸数 戸	街区数
23	16. 5	623	25
24	11. 6	654	25
25	9. 4	419	25
26	15. 5	—	42
27	15. 1	666	28
28	18. 1	813	7
29	16. 8	723	29
30	9. 8	767	3
31	13. 2	508	17
32	23. 8	—	—
33	19. 7	614	32
34	17. 7	731	24
35	35. 8	—	—
36	13. 2	563	25
37	24. 9	758	22
38	24. 2	803	25
39	21. 7	723	37
40	—	—	—
41	24. 8	681	38
42	19. 6	749	21
43	24. 2	902	35
44	48. 1	—	—

番号	面　積 ha	住戸数 戸	街区数
45	14. 9	—	—
46	18. 5	857	19
47	10. 7	632	23
48	12. 3	577	17
49	17. 6	899	27
50	8. 9	355	19
51	15. 5	615	32
52	9. 7	859	8
53	13. 5	628	28
54	19. 0	—	—
55	13. 2	629	16
56	16. 7	457	25
57	14. 4	834	25
58	20. 0	544	9
59	17. 7	1, 272	31
60	17. 0	1, 032	24
61	15. 5	729	32
62	13. 4	—	25
63	17. 6	288	40
64	19. 7	906	13
65	16. 0	381	16
66	20. 4	957	26

番号	面　積 ha	住戸数 戸	街区数
67	17. 2	675	26
68	11. 7	465	14
69	14. 4	1, 150	19
70	46. 9	542	16
71	18. 8	1, 073	33
72	14. 2	608	23
73	17. 0	836	19
74	16. 2	501	5
75	18. 8	1, 078	34
76	19. 2	1, 005	36
77	15. 2	782	26
78	20. 0	794	22
79	15. 3	532	4
80	12. 5	790	27
81	22. 3	1, 065	39
82	21. 7	1, 429	49
83	23. 9	962	31
84	20. 2	751	23
85	26. 3	1, 176	42
86	20. 3	667	36
87	11. 2	569	17

図１－７　町割案図

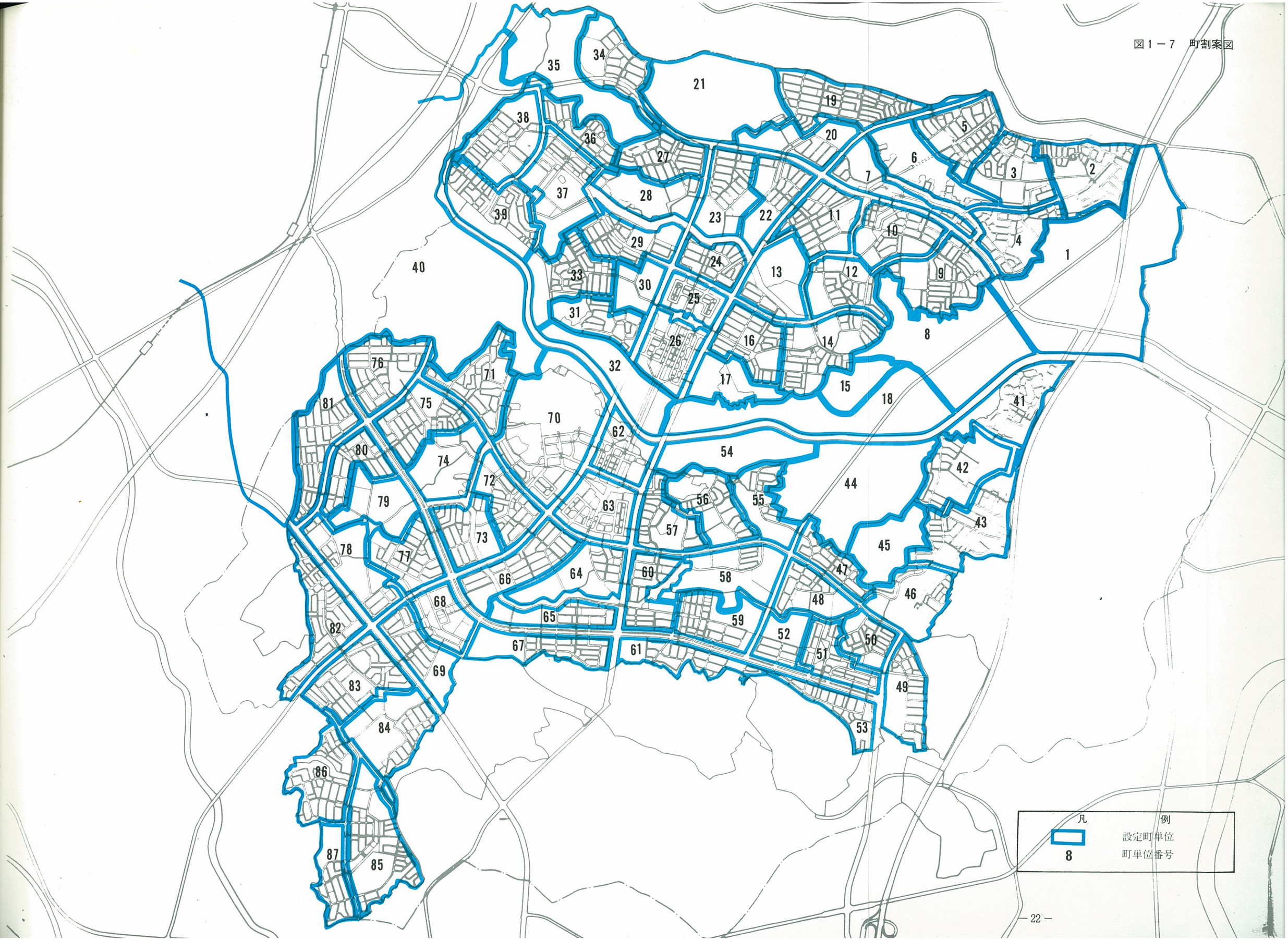

図１－８　地区外調整部分図

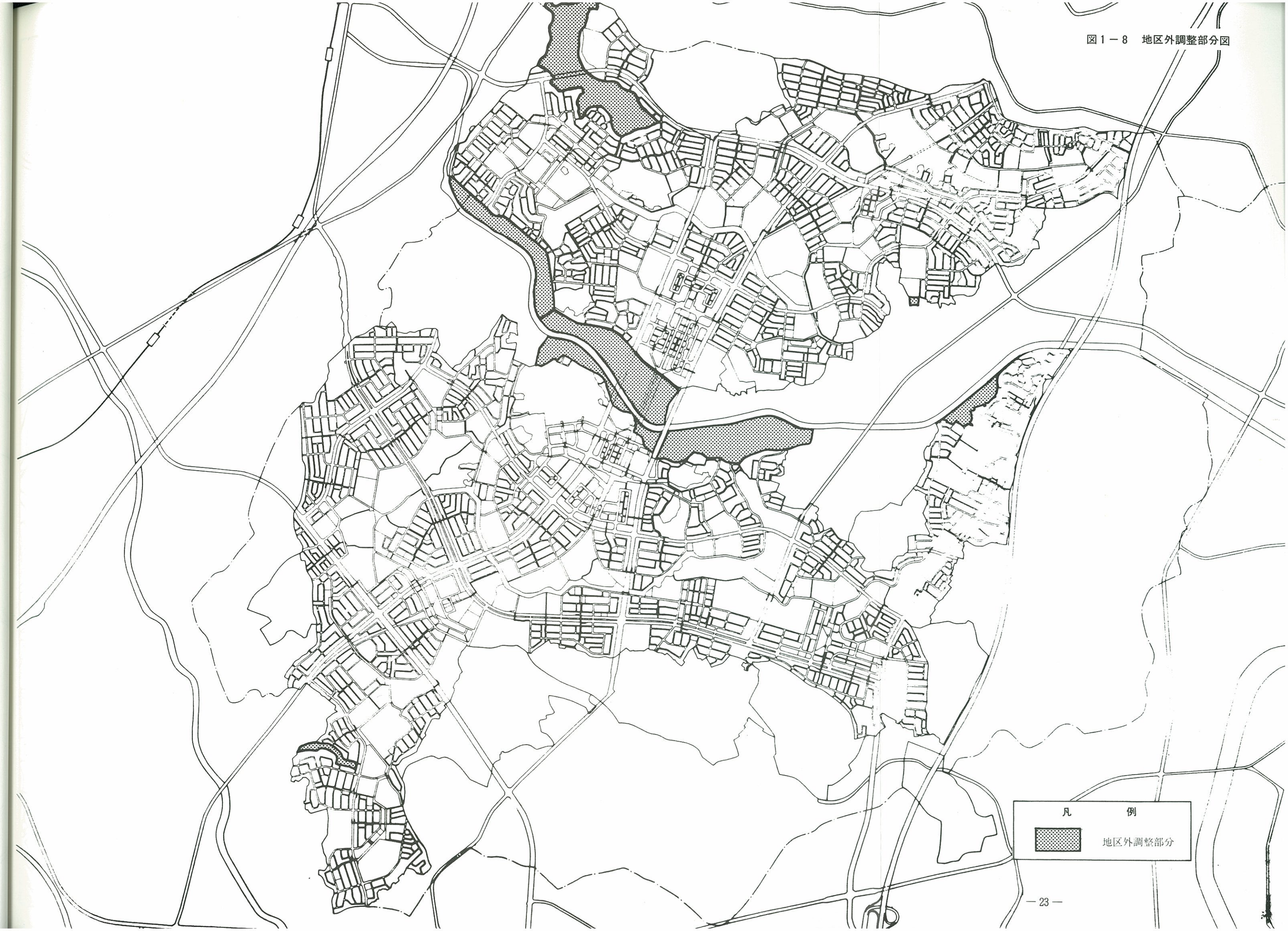

図１－９　町界線位置図（第一地区）

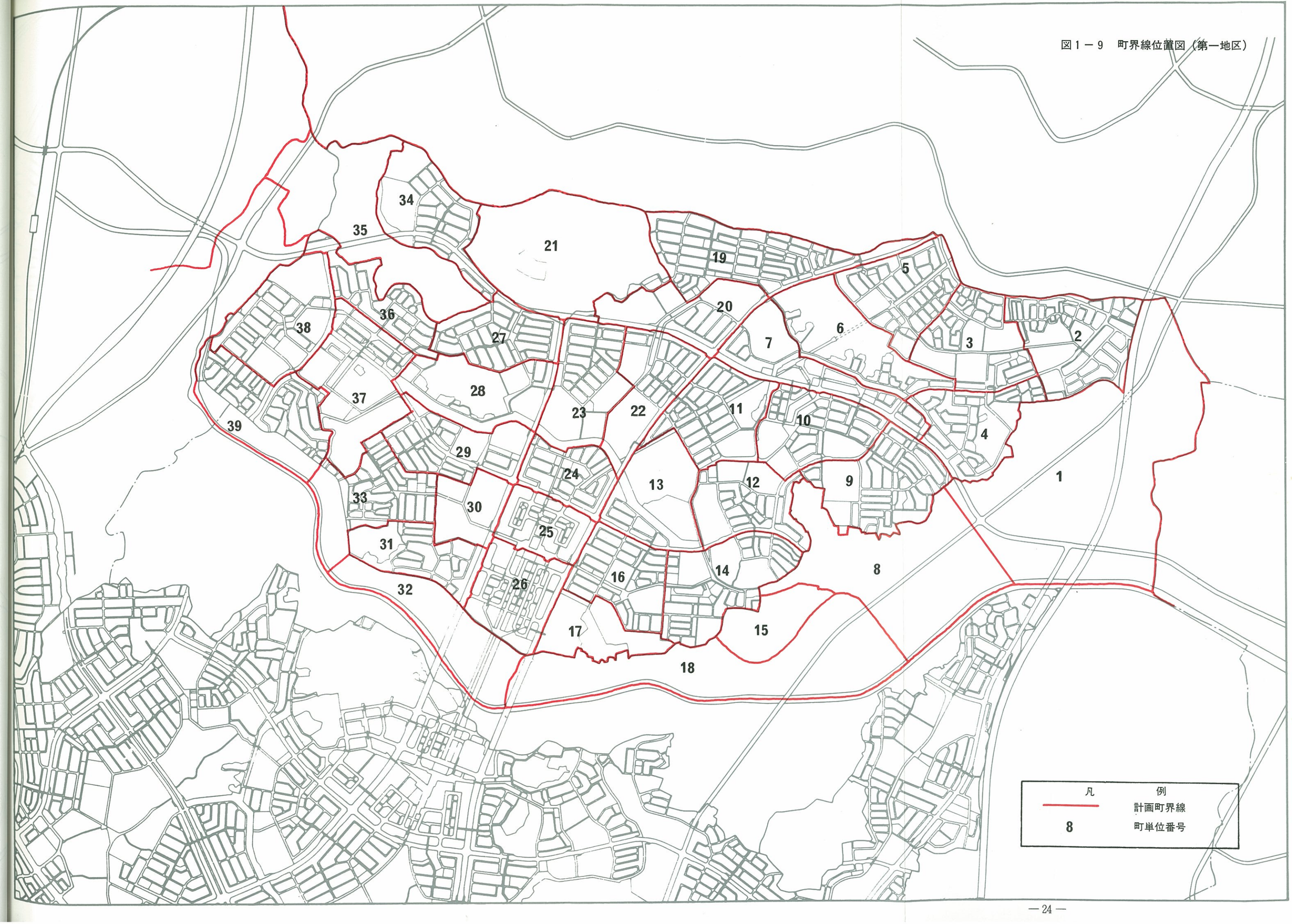

図１－10　町界線位置図（第二地区）

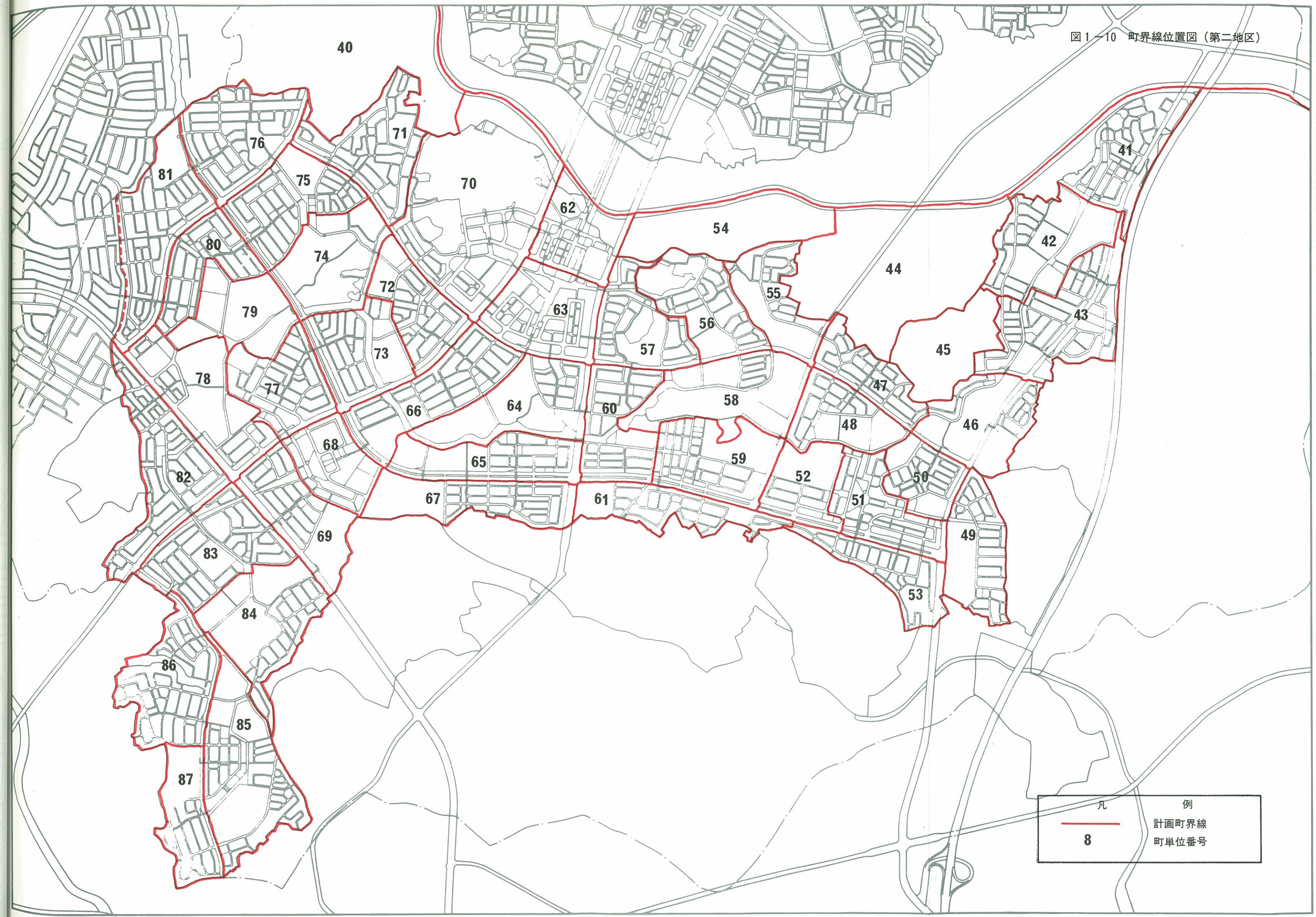

第２章　町名の検討

第

2

第２章　町名の検討

２－１　町名・字名現況

区画整理施行地区は港北区と緑区の２つの区にまたがっているが、港北区で11町、緑区で７町、合計18町が地区に直接関係する町である。これらの町はさらにいくつかの字に分けられる。区画整理施行地区内にある字は港北区で32字、緑区で51字の合計83字であるが、これらの他に、地域でよく使われている俗称地名が港北区で23、緑区で６、合計29ケあり、これを含めると地区内で111という多くの地名が使われていることとなる。（表２－１参照）

特に多くの字をもっている町は第二地区西南に位置する川和町（地区内17）、池辺町（同10）で、小規模の字が集中しており、谷と尾根が複雑に入り組んだ地形を如実に示している。また、広い面積を有する字は東山田町・南山田町・北山田町にあり、全て一町一字である。しかし、この地区はまた、旧字名であった俗称地名の多い地域でもあり、３町で22の俗称地名が使われている。

字名の他にもいくつかの地名があるが、これらは坂・樹木・塚など地域的な広がりを持った地名ではなく、特定の場所を表わしたものである。（「資料編」参照）

2－2　現況町名字名の由来・変遷

1）町名の由来

a）北山田町、東山田町、南山田町＝山田（3町を統合していた）

地形的に山際に沿って流れる早淵川の清流により、早くから田が開かれて、山田神社がその中心にあったことから名付けられたと云われる。

b）中川町

明治22年市制町村制の施行において、5ケ村（山田村、牛久保村、大棚村、勝田村、茅ケ崎村）が合併した際、適当な名前がなく、これら諸村の中央に小川があったことで中川とした。

c）茅ケ崎町

都筑丘陵の南端に位置し、その形状から名付けられたのではないかと云われる。

d）大棚町

“タナ”はタンポポの古名の田菜ということで、タンポポの咲きそろっている里を意味するという説、棚はかいこ棚つまり養蚕を意味するという説がある。

e）勝田町

地形的に早淵川の水利を得て、稲作に適した田園がつくられ、すぐれた稲作と熟りを願って勝田と付けたと云われる。（古くは鍛冶田郷とも云われる）

f）新羽町

鳥山川との合流点で潮がとどこおるために荷を降ろすようになり、荷降場が新羽と呼ばれるようになったという説と、湿地帯は羽と云い、新しい沼地を新っ羽と呼んだという説、さらに、羽沢村民がこの地に移り住んだためとする説がある。

g）荏田町

源平盛衰記等の書に、源義経につかえて当地（八幡神社）にゆかりのある荏田源三という名がみられるが、地名との関係その由来などはさだかではない。

h）東方町

古くは池辺村の内にあったが、その東寄りにあたる地域であったためについたと云われる。

i）池辺町

村内の宗忠寺の前に古池があったことから名付けたと云われる。古くは北条氏分国の頃、この地の小代官を勤めたという者の子孫の久米吉（江戸時代）が所蔵する、太

表２－１　町名字名現況　　＊－２（　）内は旧地名・俗称　　＊－１港北区Ｓ55.4.1、緑区Ｓ55.9.1

区	町名	面積	人口＊－1	世帯	地区内字数	字名（地区内）	字名（地区外周辺）
		ha	人	世帯			
港北区	東山田町	176.0	6,884	1,848	1 (6)	東山田（殿谷、下根、日面、城山、打越、徳持）	
	北山田町	119.6	1,065	260	1	北山田（稲荷谷、芝生、滝ヶ谷、二十歩、神無、権現堂、十代、富士塚）	
	南山田町	116.3	3,478	901	1	南山田（堀ノ内、弥兵次、宮ノ下、権田、東、西谷戸、不動谷戸、徳生）	（南堀）
	すみれが丘	38.0	3,465	941	1	すみれが丘	
	牛久保町	185.4	1,282	321	6	上小山田、下小山田、金子入、請地、古梅 （上金子、下金子）	
	大棚町	63.5	1,435	371	3	杉ノ森、才勝土、矢東	鵜ノ目
	中川町	154.5	1,762	468	4 (7)	老馬、宿之入、山崎、中邑 （鍛冶山、雁山、大塚）	中耕地 池田
	新吉田町	405.9	21,989	6,216	3	北川、西、神隠	
	新羽町	361.7	7,902	2,022	2	（新田谷）北原	（北ノ谷） （間門谷）
	勝田町	104.4	6,849	1,882	4	谷、丸沢、権田、蛇山	出口、宮下
	茅ヶ崎町	172.7	1,493	373	6	境田、中村、中丸、東前、大原、貝塚、（耕地）	下耕地、中耕地
緑区	荏田町	533.0	8,431	2,243	10	泉田向、折田、華蔵台、中村、牛ヶ谷、矢崎、中瀬、池田、京塚、大谷、 （渋沢、柚木）	泉、関耕地、宿裏、宿、 原根、宮前、権現谷、 池尻、袖振
	大熊町	111.0	2,463	684	2	仲町、大谷	上川根
	折本町	124.2	1,475	329	3	蛇谷(新田)、観音、（前ヶ谷、貝がら塚）	屋敷前
	東方町	228.2	1,811	423	5 (7)	平台、向原、長坂、葛谷、たたら沢、（蛇谷、新道向）	星谷台、甚九郎谷 石原、新道下
	池辺町	394.7	8,578	2,067	10	大丸、小丸、高山、葛ヶ谷、前高山、三ノ丸、二ノ丸、奥谷、不二塚、 擢場這谷	中星谷、清水上、清水、 滝ヶ谷戸
	川和町	229.8	9,037	2,234	17	稲荷谷、原出口、四枚畠、腰松、大原、寅ヶ谷、影谷、小谷戸、天ヶ谷、 権現坂、狢谷、賀々原、猫谷、伊勢原、伊勢森原、花見山、中丸	（大塚根原）、河輪森、中村 （大元天山）、上サ上村、向台 屋敷、赤松、薬師堂、曲松、 中村下、山王原、（能見処）
	佐江戸町	139.0	3,257	629	4	大坂台、長谷、加賀原、山王前	

図２－１　町名字名現況

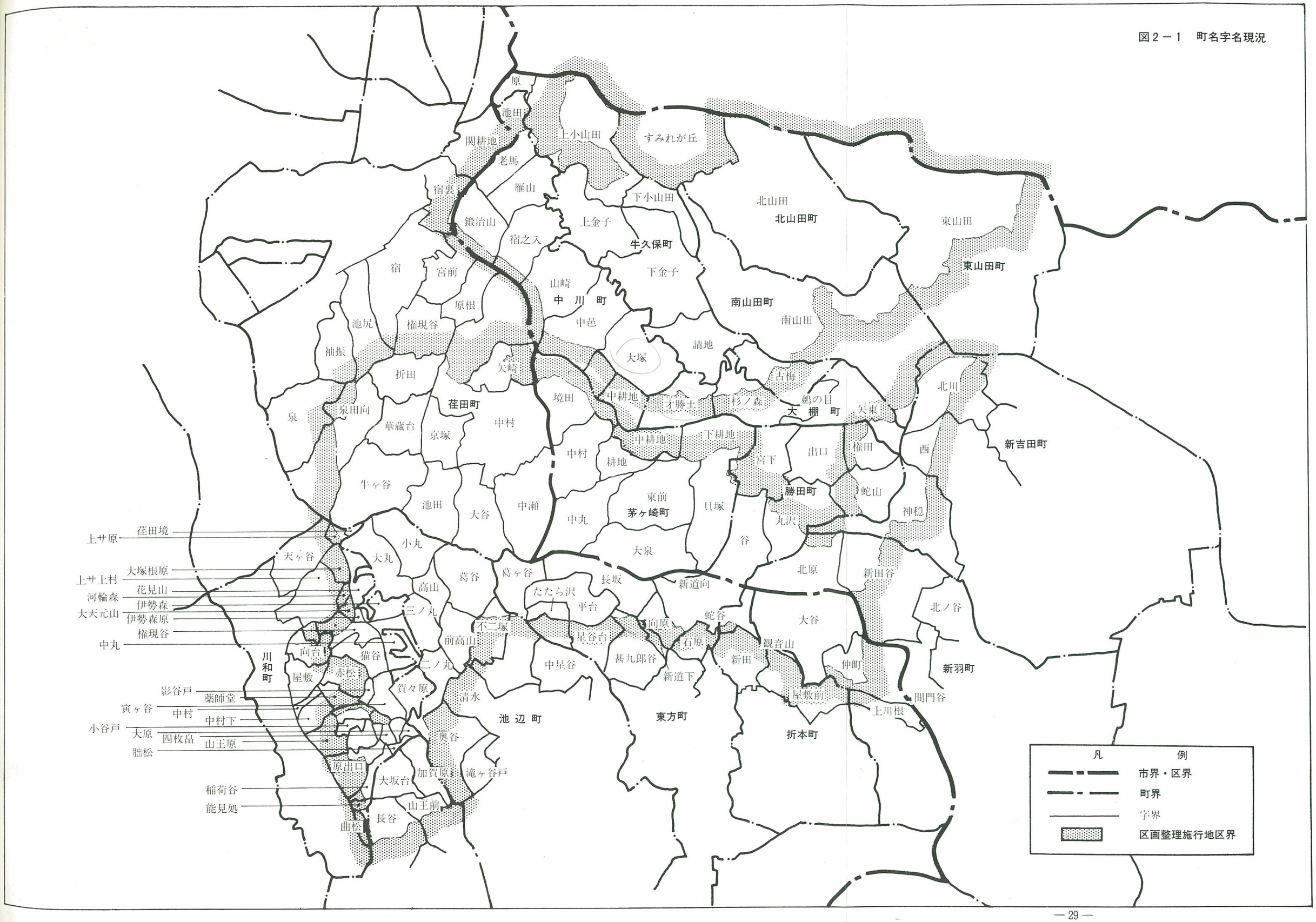
原
池田
関耕地
老馬
上小山田
すみれが丘
宿裏
雁山
下小山田
北山田
北山田町
東山田
鍛治山
上金子
宿之入
牛久保町
宿
宮前
下金子
東山田町
山崎
中川町
原根
南山田町
池尻
権現谷
中邑
南山田
袖振
大塚
請地
矢崎
古梅
折田
境田
中耕地
才勝土
杉ノ森
鶴の目
大棚町
北川
荏田町
泉
泉田向
矢東
華蔵台
京塚
中村
中耕地
下耕地
新吉田町
中村
耕地
出口
権田
西
牛ヶ谷
宮下
勝田町
池田
大谷
中瀬
東前
茅ヶ崎町
貝塚
蛇山
中丸
丸沢
神穂
谷
大泉
小丸
天ヶ谷
大丸
北原
新田谷
葛谷
葛ヶ谷
長坂
新道向
高山
たたら沢
平台
北ノ谷
三ノ丸
向原
蛇谷
大谷
不二塚
星谷台
石原
観音山
前高山
向台
猫谷
中星谷
甚九郎谷
新田
伸町
新羽町
二ノ丸
屋敷
赤松
新道下
賀々原
清水
屋敷前
間門谷
池辺町
東方町
上川根
奥谷
折本町
原出口
加賀原
滝ヶ谷戸
大坂台
山王前
長谷
曲松
荏田境
上サ原
大塚根原
上サ上村
花見山
河輪森
伊勢森
大天元山
伊勢森原
権現谷
中丸
影谷戸
薬師堂
寅ヶ谷
中村
中村下
小谷戸
大原
四枚畠
山王原
腊松
稲荷谷
能見処
川和町
凡　例
市界・区界
町界
字界
区画整理施行地区界

閣秀吉の狼籍制禁の札（天正18年）にもイコノヘが見られる。

j）その他の町名の由来は不明

2）町の変遷

古くは天正18年（1591)から当地の各町の名が表われるが、その頃には「武蔵国都筑小机之庄内」あるいは師岡庄内の郷として扱われていた。江戸時代には全域が「武蔵国都筑郡」に属する村であったが、現在使われている町名は「中川町」を除いて全てが村名として使われている。

明治時代には2年、5年、6年、11年、22年、44年とたびたび町村の改編が行われたが、基本的には現在の町の単位は変わらず、昭和14年に横浜市において現在の町が設定された。

3）字名の由来

港北地区は地形・動物名による字名が多い。主として、～谷、～原、～坂であるが、集落が集中していること、田・畑や道路があることなどから「～谷」が圧倒的に多い。その他には、ゆかりのある神社・屋敷を意味するものがあるが、城に関係する地名も多い。城は周辺地域を含むと、港北地区に4ケ所あったとみられ、荏田城・茅ケ崎城のほか、北山田町の北部、池辺町と川和町の境界附近に出城があったと思われる。

2－3　町名の設定方針

1）町名の設定

前章の町割の検討で設定した区画整理施行地区外を含む87の町単位をもとに町名を設定する。この場合、前章で設定した既存町を存続させる町については、町名もそのまま存続させることとする。

区画整理施行地区内における町名設定に際しては、基本的には79ケ町の町単位について行なうが、個々の町単位全てに一律の概念でつけるのには困難がある。そこで、いくつかの町単位をまとめて統合名をつけることとしたい。統合名の設定範囲は中学校区規模が適当と思われる。これは、ほぼ幹線街路系で区切られる範囲であり、歩行者専用道路網とそれに連環する公益的施設配置（オレンジ系）や緑道・公園の配置計画（グリーン系）などの地区コミュニティの形成要素がまとまりをもつ範囲と斉合するものである。

図２－２　中学校区規模における施設計画模式図

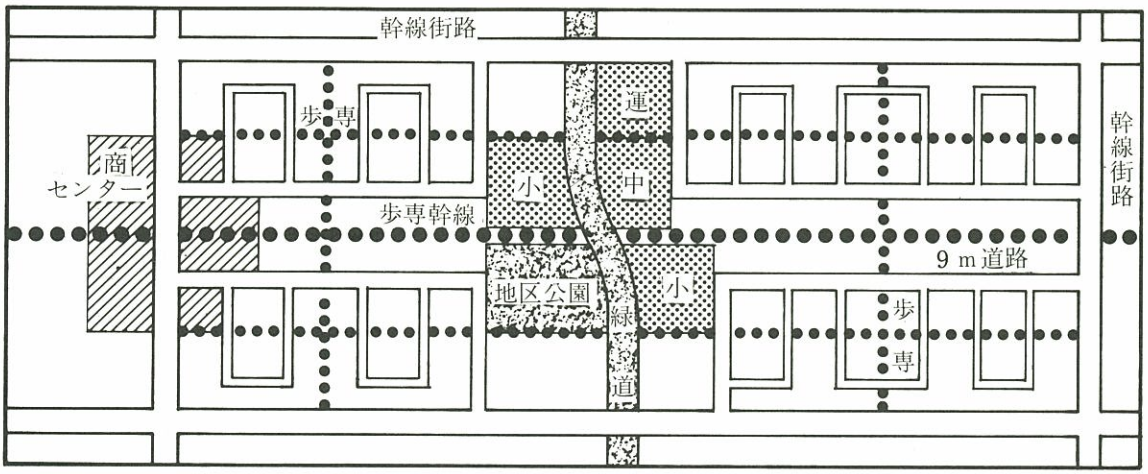

２）町名（住居表示）の型式

“横浜市住居表示整備要綱”によれば、住居表示の仕方は「○○町（丁目）○番○号」港北地区においても基本的にその型式に準拠するものとする。ただし、町単位につける名称は各町の特質をもとに、住民の意向を尊重しつつ下記の２種類の型式のうちどちらかを採用することとしたい。

ａ）一定の方向性をもたせて、一丁目、二丁目……と通し番とする。
（例……茅ケ崎一丁目１番１号）

□　○丁目　○番○号
統合名（中学校区規模）　町単位

ｂ）中学校区規模の町名の選択方法に準じて各町単位に個有名詞を付する。
（例……茅ケ崎東前１番１号）

□　○　○　○番○号

３）命名の方法

新町名の設定にあたっては、中学校区規模（統合名）、地域によっては町単位に命名することとなろうが、現在の町名字名の保存を図る意味で、少なくとも統合名には地域になじみの深い字名やよく使われている地名（俗称）を採用することが望ましい。ただし、町単位につける名称においては、旧来の地名を採用する地、タウンセンターや集合住宅地などニュータウンのイメージの強い地区や固有の性格をもつ特徴的な地区には、それぞれの特質を生かした新名称をつけても良いこととしたい。

2－4　町名設定区域

町割の検討で設定した町単位を、それぞれにおける施設計画・交通計画等による計画的位置付け、計画学校区との斉合性、規模・形状等地域的特性に応じて中学校区規模でグルーピングすると、区画整理施行地区内（一部地区外を含む）で15のグループが得られる。（図2－3参照）このグループを統合名設定区域とするが、町単位を最大で8町、最小で2町、平均すると5町含む規模となる。面積・住戸数・街区数の平均値はそれぞれ、93.9㏊／統合名区域、3,775戸／統合名区域、129街区／統合名区域である。

2－5　命名の方策

統合名は基本的に字名・現在よく使われている地名（俗称）を採用したいが、各統合名区域とそれに対応する（位置的に含まれる）現町・字は表2－3に示すとおりである。

また、町として固有の性格を有する町は、総合公園地区、センター地区、集合住宅地区など14ケ町あり、これらについては字名等現地名を採用しても良いが、積極的に新名称を検討するのも良いと思われる。新名称の設定は、地形・景観・位置などの地域状況によるもの、植生（並木・シンボル的樹木）によるもの、人工物によるものなど、その方策はいくつか考えられるが、近年全国的に流行している～が丘・～台といった名称やカタカナの名称・合成名称はできるだけ避け、各町の特性、ひいては港北ニュータウンの特性が表現される名称としたい。

字名・俗称地名の採用においても、当用漢字に含まれないもの、明らかに暗いイメージ、適切でない語感をもつものは避け、地域に馴染んでいる名称・地名としての古さ・由緒のある名称を優先することが望ましい。

表２－２　統合町名区域規模

番　号	面　積 ha	住戸数 戸	街区数	備　考
①	114.9	5,167	175	6町
②	92.2	3,810	137	5町
③	49.8	1,940	76	3町
④	80.9	4,388	135	5町
⑤	24.9	410	67	2町
⑥	116.5	4,091	116	7町
⑦	137.5	3,578	133	6町
⑧	87.1	3,189	113	4町
⑨	88.2	4,565	154	7町
⑩	133.5	5,497	162	8町
⑪	31.0	288	65	2町
⑫	99.4	4,534	114	6町
⑬	151.1	5,643	166	7町
⑭	107.0	5,392	167	6町
⑮	101.9	4,125	149	5町

町　名	面　積 ha	住戸数 戸	街区数	備　考
東山田町	83.5	－	－	
南山田町	45.7	－	－	
牛久保町	10.4	－	－	
大棚町	42.9	－	－	
すみれが丘	38.4	－	－	
荏田町	－	－	－	
勝田町	48.1	－	－	
勝田団地	14.9	－	－	

図２－３　中学校区規模による統合名設定区域

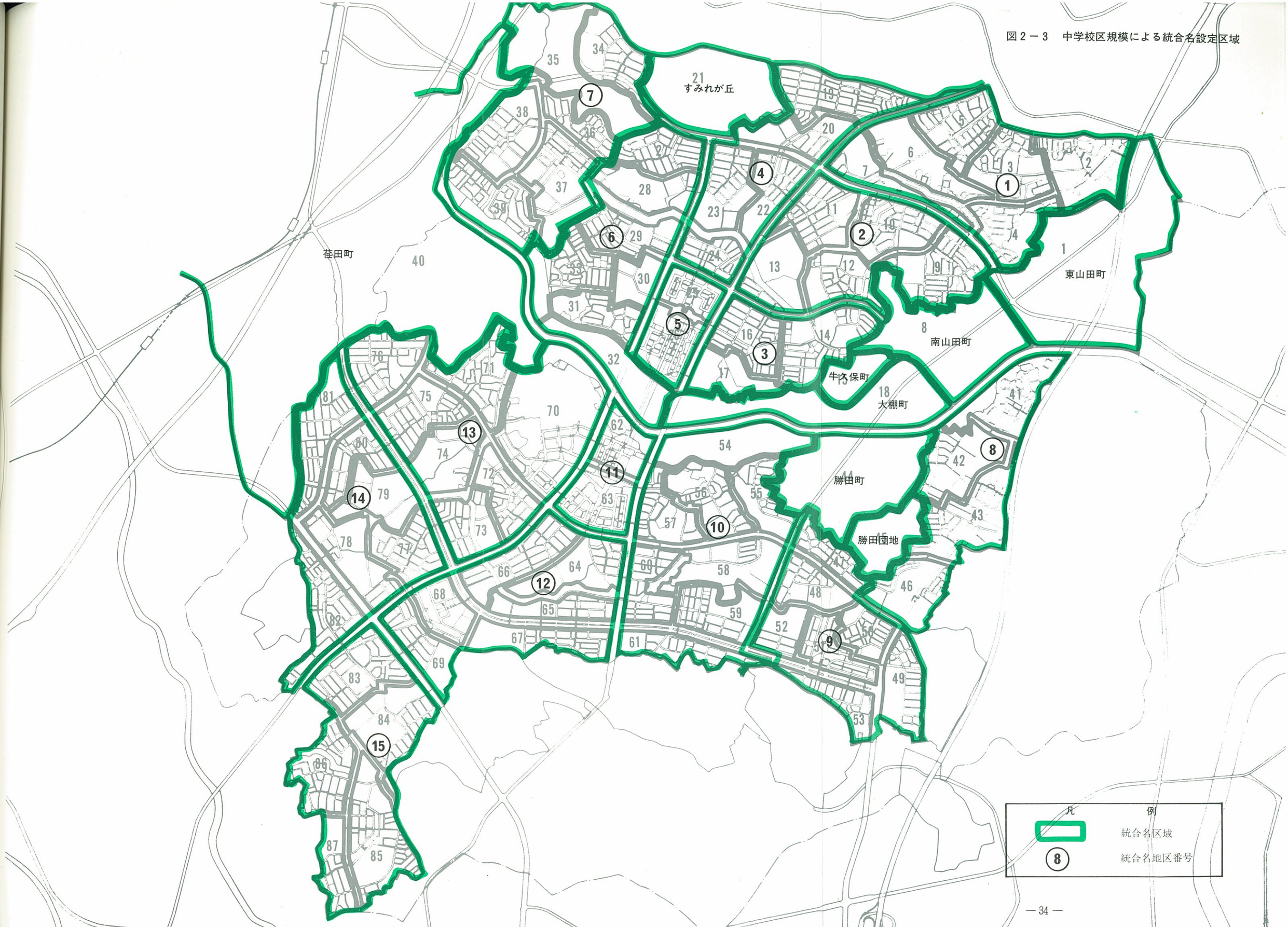

表２－３　現町・現字による町名対照（総計23町）

＊（　）内は俗称地名

既存町を存置する地区	7町	東山田町、南山田町、牛久保町、大棚町、勝田町、荏田町、すみれが丘	
周辺地区で新町を設定する地区	1町	勝田団地	
地区内で新町を設定する地区（統合名規模）	15町	下表①～⑮	

番号	現　町	現　字	備　考
①	東山田	東山田（打越、殿谷）	6町
	北山田	北山田（稲荷谷、芝生、富士塚）	
②	北山田	北山田（神無、滝谷、二十歩、富士塚）	5町
	南山田	南山田（堀ノ内、徳生、不動谷）	駅前センター
③	南山田	南山田（南堀、西谷）	3町
	牛久保	請地、古梅	
	大　棚	才勝土、杉ノ森	
④	北山田	北山田（十代、権現堂、）	5町
	南山田	南山田	
	牛久保	下小山田、下金子	
⑤	牛久保	下金子、請地	2町
	中　川	大塚	タウンセンター
⑥	牛久保	下小山田、上小山田、上金子、下金子	7町
	中　川	山崎、中邑、大塚、中耕地	
⑦	牛久保	原、池田、上小山田、上金子	6町 駅前センター 農専地区
	中　川	雁山、老馬、宿之入、山崎、鍛冶山	
⑧	南山田	南山田	4町
	大　棚	矢東	
	新吉田	北川、西、神穏	
	勝　田	権田、蛇山	
	新　羽	新田谷、北原	

番号	現　町	現　字	備　考
⑨	勝　田	谷、丸沢	7町 駅前センター
	新　羽	北原	
	大　熊	大谷、仲町	
	折　本	屋敷前、観音山、蛇谷	
⑩	茅ヶ崎	下耕地、中耕地、東前、大原、貝塚	8町
	東　方	新道向、蛇谷、長坂、向原	
⑪	茅ヶ崎	中村、耕地、中丸、中耕地、東前	2町 タウンセンター
⑫	茅ヶ崎	中丸、大原	6町 駅前センター
	荏　田	中瀬、大谷（渋沢）	
	東　方	長坂、平台、葛ヶ谷、たたら沢	
	池　辺	葛谷、前高山、不二塚、高山	
⑬	茅ヶ崎	境田、中村	7町 総合公園 タウンセンター
	荏　田	中村、中瀬、大谷、打田、矢崎、京塚、	
		華蔵台、大谷、池田、渋沢、柚木	
⑭	荏　田	泉田向、華蔵台、牛ヶ谷、池田、（柚木）	6町
	川　和	花見山、権現谷、伊勢森原、天ヶ谷、大天元山	
	池　辺	大丸、小丸、高山、葛谷	
⑮	池　辺	二ノ丸、三ノ丸、前高山	5町 駅前 タウンセンター
	川　和	伊勢森、猫谷、賀ヶ原、権現谷、寅ヶ谷、影谷戸、大原、原	
		出口、稲荷谷、脇松、四枚畑、山王原、曲松、（七面山）	
	佐江戸	加賀原、大坂台、長谷、山王前	

図２－４　特徴的性格を有する町

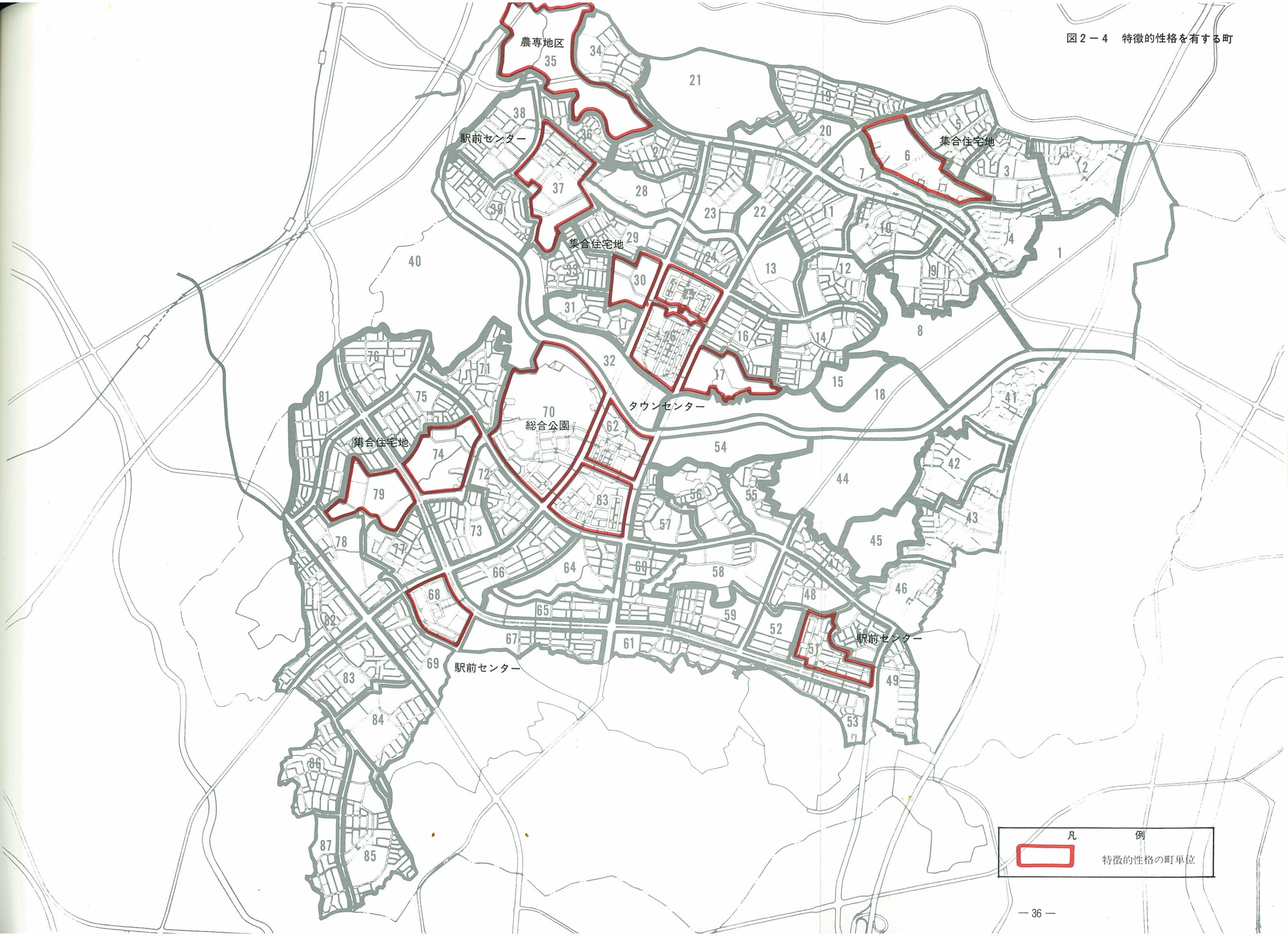

第３章　施設名の検討

第３章　施設名の検討

３－１　関連施設現況

町名施設名に関連すると思われる公共公益施設は、主として第一地区と第二地区の間の早淵川沿いと第二地区南側の旧街道沿いに集中している。施設は各種行政サービス機関をはじめ、教育施設・自治会・町内会館などであるが、特に社寺仏閣が多いのが特徴である。これは、区画整理施行地区内でも同様で、21ケ所の公益的施設のうち15ケ所が社寺仏閣となっている。

施設の名称は、社寺仏閣を除いて町名を冠したものがほとんどであり、行政サービス機関をはじめ私立幼稚園など民間の公益的施設に到るまで、町名と公益的施設名の密接な関係を示している。

表３－１　関連施設現況（地区内）

施　設	第　一　地　区	第　二　地　区	備　考
社　寺	○観音寺　○長徳寺　○長泉寺 ○大善寺　○慈眼寺　○東善寺 ○杉山神社（２ケ所）	○長福寺　○寿福寺　○正覚寺 ○自性院　○心行寺　○法道寺 ○杉山神社	
自治会 町内会館	○北山田公民館 ○金子入公民館 ○小山田公民館 ○中川町クラブ	○茅ケ崎公民館	
その他		○私立幼稚園	

３－２　施設名の設定方針

１）施設名検討の範囲

区画整理地区内で計画されている施設は数多くあるが、本調査研究では命名を行なう主体・命名を完了しておかなければならない時期、施設が対象とする圏域、の３つの軸によって個々の施設を類型化し、それぞれについて対応を検討することとする。特にニュータウン全域に関わり広範な住民の共有の財産となる施設や事業計画上あるいは住民との関わりなど全体的にみて命名する必要があると思われる施設について検討を行な

う。具体的には、幹線街路・緑道・公園・センター地区・教育文化施設・駅・バス停・歩道橋などである。

2）命名の型式

各施設毎に従来の名称型式を尊重しつつ命名するが、地域住民の日常生活に深い関わりをもつ施設の名称・愛称については、港北ニュータウンの特徴を生かした自由な型式にしたい。具体的にはそれぞれの施設の検討で提案を行なう。

3）命名の方法

命名の方法についても、命名主体別・命名時期別・対象圏域別に各施設毎に異なり、それぞれの施設の検討で提案を行なう。しかし、基本的には住民の意向を充分反映したものとなるように努め、命名主体が施行者あるいは管理者となる場合も、できるだけ住民や住民代表と協議のうえ命名することとしたい。詳しくは次章の住民意向反映システムの検討で述べる。

3－3　施設の命名類型

1）命名対応軸の設定

本調査研究においては、表に示す18種類の施設を対象として検討を行う。各施設は規模・位置・利用主体・ニュータウンにおける位置付け等、様々な性格を有するものであり、その名称を決めるうえでも一律な考え方を当てはめるのは困難と考えられる。従って、ここでは施設名を決定する過程において特に重要と思われる3つの対応軸で各施設を分類し、それによって得られる類型別に命名方策を検討することとする。

＊対応軸

①命名主体――名称を決めるうえで主導権をもち、最終的な決定を下す者あるいは機関。

住民＝グループ討議・代表者会議が中心となるが、公募などによる手法も含まれる。

施行者・管理者＝横浜市・住宅公団、あるいは各施設の所有者や管理者（公的な出先機関等）

②時　　期――供用前・供用後に分けられるが、大きな違いは新住民を対象とするかどうかである。また第一回供用開始時期との兼ね合いから、町界町名

図３－１　関連施設現況図

小山田公民館
観福寺
消防署出張所
荏田自治会館
山之内特定郵便局
真福寺
荏田幼稚園
幼稚園
愛和幼稚園
剱神社
金子入公民館
北山田公民館
観音寺
長泉寺
杉山神社
長徳寺
中川町クラブ
東善寺
慈眼寺
東山田公民館
やまだ幼稚園
山田神社
大善寺
南山田町クラブ
派出所
中川保育園
柚木自治会館
法道寺
杉山神社
杉の森幼稚園
幼稚園
幼稚園
杉山神社
大棚町公民館
竜福寺
大棚郵便局
心行寺
最乗寺
勝田消防出張所
北　区
自性院
茅ヶ崎公民館
寿福寺
杉山神社
かちだ幼稚園
正覚寺
勝田町クラブ
勝田郵便局
幼稚園
横　浜　市
都築ヶ丘幼稚園
緑
区
八幡神社
天宗寺
新田郵便局
長福寺
瑞雲寺
源東院
川和公民館
念仏寺
竜雲寺
天満宮
真照寺
山王神社
妙蓮寺
都田幼稚園
淡島神社
折本公民館
川和郵便局
福聚寺
杉山神社
川和保育所
池辺白ゆり幼稚園
長生寺
以津院
観音寺
宗忠寺
浄念寺
東漸寺
池辺郵便局
杉山神社
無量寺
派出所
阿弥陀寺
佐江戸会館
凡　例
神社・寺
自治会館・公民館
幼稚園
保育所
郵便局
消防署出張所
派出所

の検討と同様の時期に命名検討を行なうかどうかも合わせて考慮する。

③対象圏域 ── 各施設がもつ影響範囲（誘致圏域・ニュータウン計画上の位置付け等）を基に設定する。

2）命名対応別類型

表「施設名命名方法の類型」において、3つの対応軸によって分類される施設は、次の5種類に類型化できる。

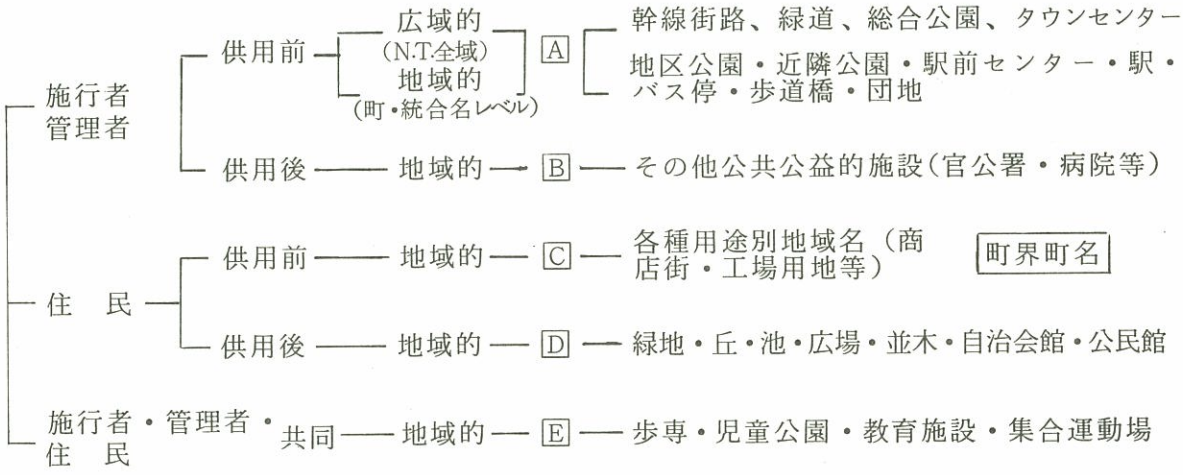

A タイプ

施行者（管理者）が原案作成のうえ提案し、住民（代表者会議）の意見を聴取して決定する。命名する時期は第一次供用開始以前となろう。

B タイプ

施行者（管理者・所有者）が提案・決定を行なうが、港北地区としての施設名に対する考え方を代表者会議でまとめ、それに沿う形で命名されるよう調整を図る。命名時期は各施設の建設時期となろうが、一次供用開始以前にはまとめておきたい。

C タイプ

住民による協議（グループ討議・代表者会議）によって検討されるが、これは主に商店街等の各種用途別地域名が対象とされる。町界町名の検討もこのタイプに属するが、主にその地域の居住者が中心となって命名されることとなろう。

D タイプ

地域住民に関わりの深い施設の名称・愛称がこのタイプに属する。基本的には住民グループによる討議で個々に命名するのであるが、施設の建設時期・整備計画などから、新住民をもとり込んだ組織形態となる。また、検討を行なう時期も個々の施設に

合わせるものとなり、長期的・継続的な運営が必要となる。

Eタイプ

教育施設における「開校準備委員会」のように、地域住民と施行者（管理者）が共同して命名してゆくタイプで、新住民をもとり込んで検討する施設もある。従って、Dタイプと同様に長期的・継続的な運営がなされることが望ましい。

3）施設名命名方法の類型

以上の命名対応別類型を各施設について行なったものが、次頁の表「施設名命名方法の類型」である。ここでは施設名命名における従来方式を勘案しつつ、港北地区における命名方法の望ましい姿を示したものである。

表３－２　施設名命名方法の類型　　＊○：命名決定部分　△：命名決定に強く関与する部分

施設＼対応軸		命名主体		時期		対象圏域		
		住民	施行者管理者	供用前	供用後	町（丁目レベル）	統合名レベル	NT全域
1緑道	(1)幹線街路	△	○	○				○
	(2)細街路	○			○	△	○	
	(3)歩専（幹線）	○		○			○	
	(4)歩専（枝線）	○			○	○		
2緑道			○	○			△	○
3公園	(1)総合公園	△	○	○				○
	(2)地区公園	△	○	○			○	
	(3)近隣公園	△	○	○			○	
	(4)児童公園	○			○	○		
4緑地	(1)（集合）住宅地内	○	△		○	○		
	(2)大規模公園内	○	△		○	△	○	
5センター	(1)タウンセンター	△	○	○				○
	(2)駅前センター	△	○	○			○	
6丘		○			○	○		
7池		○			○	○		
8広場		○			○		○	
9並木	(1)並木	○			○	○		
	(2)シンボル的樹木	○			○	○		
10駅			○	○			○	
11バス停			○	○		○		
12歩道橋		△	○	○		○		
13自治会館・公民館		○			○	○		
14団地			○	○		○		
15各種用途別地域名（商店街、工場用地、アパマン等）		○		○		○		
16教育施設（小・中・高）		○		○			○	
17集合運動場		○		○			○	
18その他公共公益施設（官公署・病院等）			○		○	△	○	

3 — 4　各施設の具体的検討

1）道路

従来の命名手法は市および関係機関による「道路愛称事業」が主体となっているが、これにできるだけ「住民の意見」を反映させうる方法として、下図の方式を提案する。

図3 — 2　道路愛称命名方式

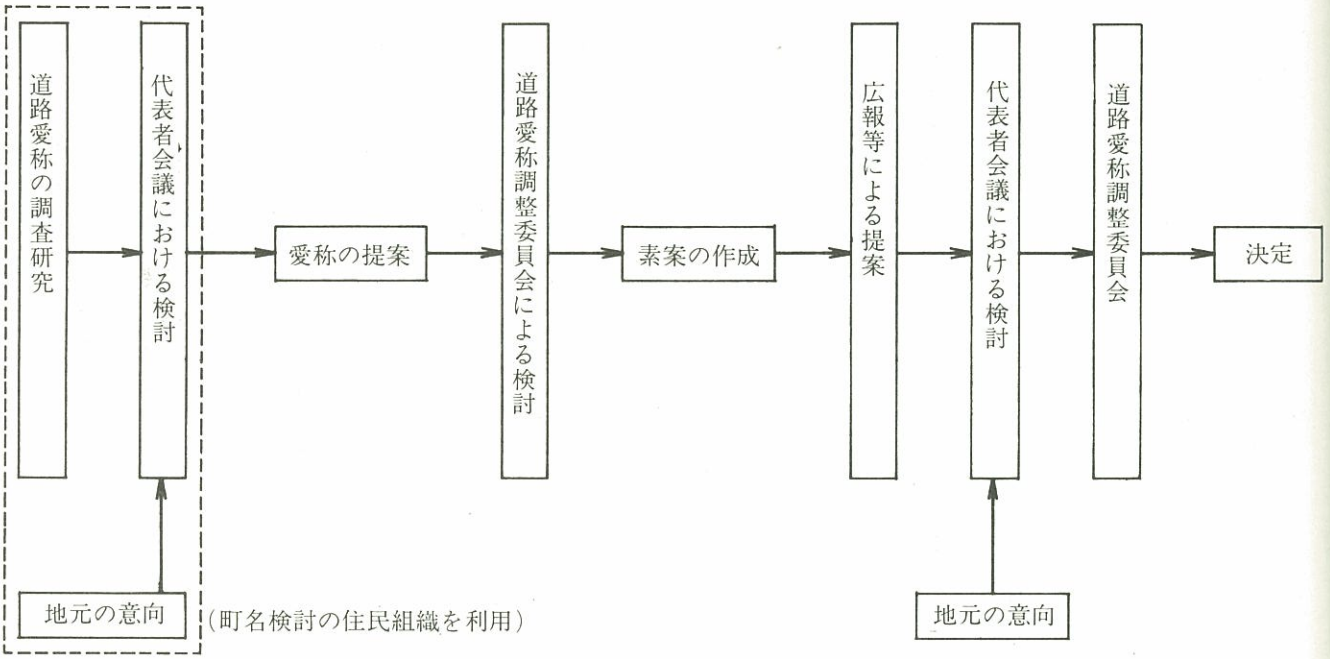

a）幹線街路

幹線街路は図3 — 3に示すように、都市計画決定された9本の他に第一地区・第二地区合わせて数本あるが、その愛称は表示の明快さをねらいとして、ある程度記号的な東・西・南・北等の呼称にしてはどうか。また、地域的な色彩の濃いものについては、町名との斉合性から、一定のルールによって町名（統合名）を冠するのも良いだろう。

＊都市計画決定された幹線街路の名称

① 日吉・元石川線……北大通り
② 新横浜・元石川線……南大通り
③ 中山・北山田線……西大通り
④ 佐江戸・北山田線……東大通り
⑤ 横浜・上麻生線
⑥ 丸子・中山・茅ケ崎線
⑦ 大熊・東山田線
⑧ 牛久保・中川線
⑨ 新羽・荏田線

決定

図３－３　幹線街路図

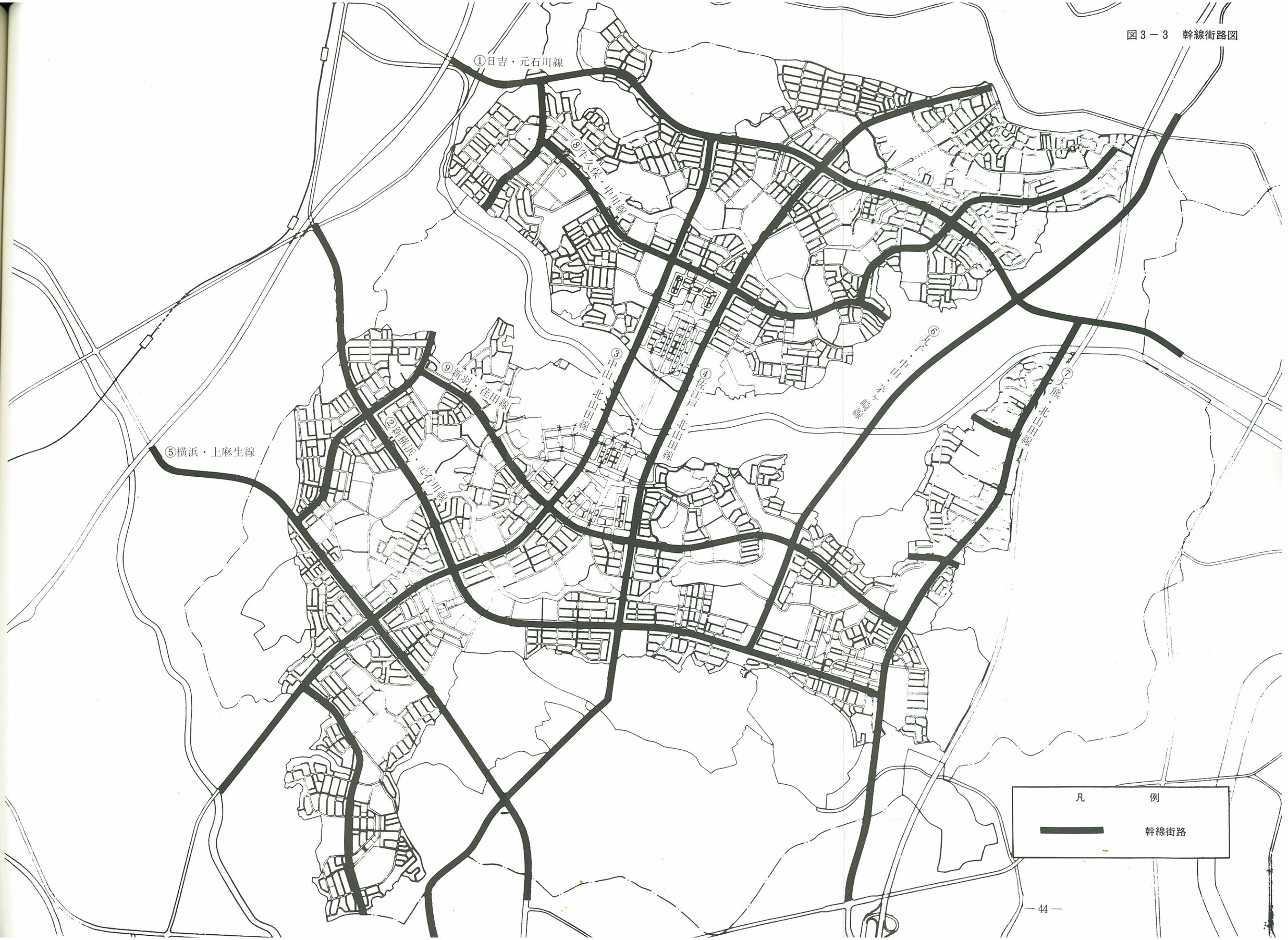
①日吉・元石川線
⑧牛久保・中川線
⑨新羽・荏田線
②新横浜・元石川線
③中山・北山田線
④佐江戸・北山田線
⑥丸子・中山・茅ヶ崎線
⑦大熊・北山田線
⑤横浜・上麻生線
凡　例
幹線街路

b）歩行者専用道路

各地区の特徴的なものにはできるだけつけたいが、数町にまたがる幹線の歩専は供用開始前に命名しておくことが望ましい。また、幹線の歩専以外で近隣の住民が主として利用する名称は、新住民が入居後、できるだけ利用住民の意向を反映して決定することが望ましい。

命名する時期は、整備計画の内容・スケジュールに合わせて検討をすすめることが必要であろう。

2）公園・緑地・丘・池・樹木等公園内施設

a）公園（総合公園、地区公園、近隣公園）

各地区に個有の名称をつけたいが、現字名によるもの・社寺等の史跡・文化財によるもの、特徴的な森・池等地形形状によるものなどが考えられる。

＊従来の命名方法

（公園命名準備会（緑政局公園緑地部の内部組織）が規模に応じて決定する。
命名は地区の代表的施設とみなし、町名（地名）＋形状でつける。

従来方式では、地元の意向を反映させるシステムを正式にはもっていないが、港北地区における対応策としては、希望名称案を作成のうえ、提案という形で事前協議を行なうことが望ましい。

表3－3　現字名・社寺対照表

地　区	番号	種　類	現　字　名	社　　寺
第一地区	①	近　隣	東山田（打越）	観音寺、長泉寺
	②	地　区	（稲荷谷）	
	③	近　隣	北山田	山田神社
	④	〃	南山田（徳生）	大善寺
	⑤	〃	才勝土	杉山神社
	⑥	〃	下金子	杉山神社、長徳寺
	⑦	〃	中　邑	慈眼寺、東善寺
	⑧	地　区	山　崎	
	⑨	近　隣	雁　山	

地　区	番号	種　類	現　字　名	社　　寺
第二地区	①	近　隣	矢東	
	②	〃	北原	
	③	地　区	大原、貝塚、谷	正覚寺
	④	近　隣	大原、長坂	
	⑤	〃	葛谷	
	⑥	地　区	池田、中村、(柚木)	
	⑦	近　隣	折田、(宿)	
	⑧	〃	猫谷、二ノ丸	
	⑨	〃	加賀原	
	⑩	総　合	境田、中村、(渋沢)	法道寺、心行寺、自性院

b）公園（児童公園）

児童公園も大規模公園と同様の方法で“公園命名準備会”によって命名されてきたが、地域に最も密着した施設であり、港北ニュータウンの主要な計画理念のグリーンマトリックス・システムを補完する役割をもつことから、積極的に命名を図りたい。

従来方法としては、町名＋字名 or 丁目　町名＋連番　町名＋遊具　といった名称を多く採用してきたが、ここでは、住民の意向（例えば子供達の意見なども含めて）をできるだけ取り入れて、検討する方が良いと思われる。また、命名時期も供用開始以前になると考えられるが、公園に掲示される名称など、住民が主として利用する名称については、供用後に新住民を含めて、より多くの住民意向を反映できるよう努めることが期待される。

c）緑地・丘・池等

大規模に残存する緑地は、大規模公園内・集合住宅地内にあり、また、丘・池・シンボル的樹木なども大規模公園内を中心にあるが、従来から使われている呼称の利用などにより、個有名詞（愛称）をつけてゆきたい。

＊関連する地名

- ○東山田町　＝　城山
- ○北山田町　＝　富士塚（山田富士）
- ○大 棚 町　＝　杉ノ森
- ○勝田町　＝　蛇山
- ○池辺町　＝　高山・前高山
- ○川和町　＝　花見山

図３－４　歩行者専用道路図

凡　例

歩行者専用道路

○中 川 町　＝　山崎・鍛冶山・雁山

3）緑道

緑道の愛称は供用開始前につけておきたいが、命名範囲・命名上の統一的な考え方などの点でいくつかの方法が考えられ、整備計画に即してさらに検討を要する。

○命名の範囲――①港北地区全域の緑道を一つの名称とするか、
②第一地区、第二地区の2本の緑道として考えるか、
③幹線街路によって切られる範囲、整備内容の違いによる範囲、水系・地形・利用形態などによる範囲等によってより細分化したものとしてとらえるか、
などである。

○命名上の考え方――①水系・地形などの自然の状況から、
②植樹・仕上げなどの整備内容から、
③景観・雰囲気などによるイメージから、
④周辺の町名・団地名・大規模公園などの位置から、
などが考えられる。

4）駅・バス停・歩道橋

a）駅

駅は地区内に6ケ所あるが、いずれもセンター内に設けられている。駅の名称は通常、町名等地名によるものが多いが、港北地区でも、センターの地域における役割、センターと駅の統一感などの点から、センターの属する町名、あるいはタウンセンターにおけるような大規模な商店街の名称を付するのが適当と思われる。

b）バス停・歩道橋

バス停と歩道橋は、その位置、数などの点から共通する部分が多く、近接する両者を同一の名称としてはどうか。ただし、事業計画上、歩道橋の建設が先行する場合が多く、名称の検討も先行して行なわなければならないが、将来的に、バス停にも利用できるように考慮して検討を進めるのが良いだろう。

＊歩道橋について

○第一地区　37ケ所、　第二地区　59ケ所　＝　計96ケ所

○命名の方法

①事務処理上容易な“通し番号”による整理をする。

②個別の名称は、字名による、近隣の公益施設（小学校等の比較的大規模なもの）による、新町名による、などいくつか考えられる。

＊新町名による命名は、一町内にいくつも存在する場合、町界に位置する場合があり、全域に適用するのは困難と考えられる。

＊現地名（字名・俗称）の場合は、かなりの数がまかなえるが、全域について同じ要領で適用できる訳ではない。例えば、東山田町内にいくつかある場合や、現字名が地区外で残され、使えない場合などがある。

5）教育施設・集合運動場

従来は教育委員会が主導する、ＰＴＡの前段組織の“開校準備委員会”が施設の供用開始前に命名してきたが、港北地区では、従来方式に推進協内の“代表者会議”で討議した要望をできるだけ反映させるようにすることが望ましい。

名称の型式は従来からよく使われている町名を冠する方式が良いと思われる。特に、中学校については、統合名区域と斉合していることから、町名との一体性・位置のわかりやすさなどの点で、町名を冠する方式が望ましい。また、小学校については、中学校区規模の名称に第１、第２あるいは南・北などをつける方式と、町単位レベルの町名を冠する方式が考えられる。

図３－５　緑地・池位置図

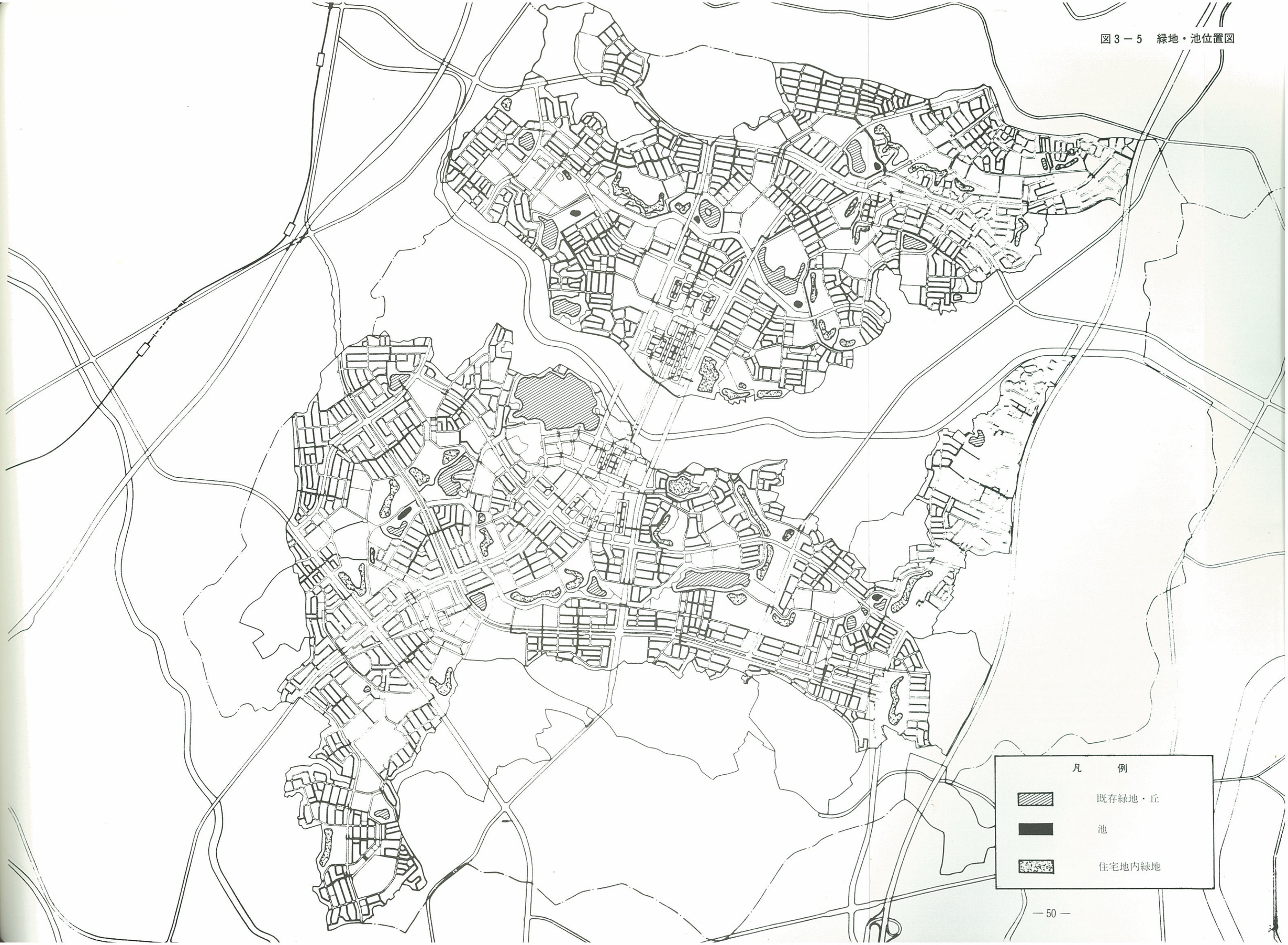

図３－６　公園・緑道位置図

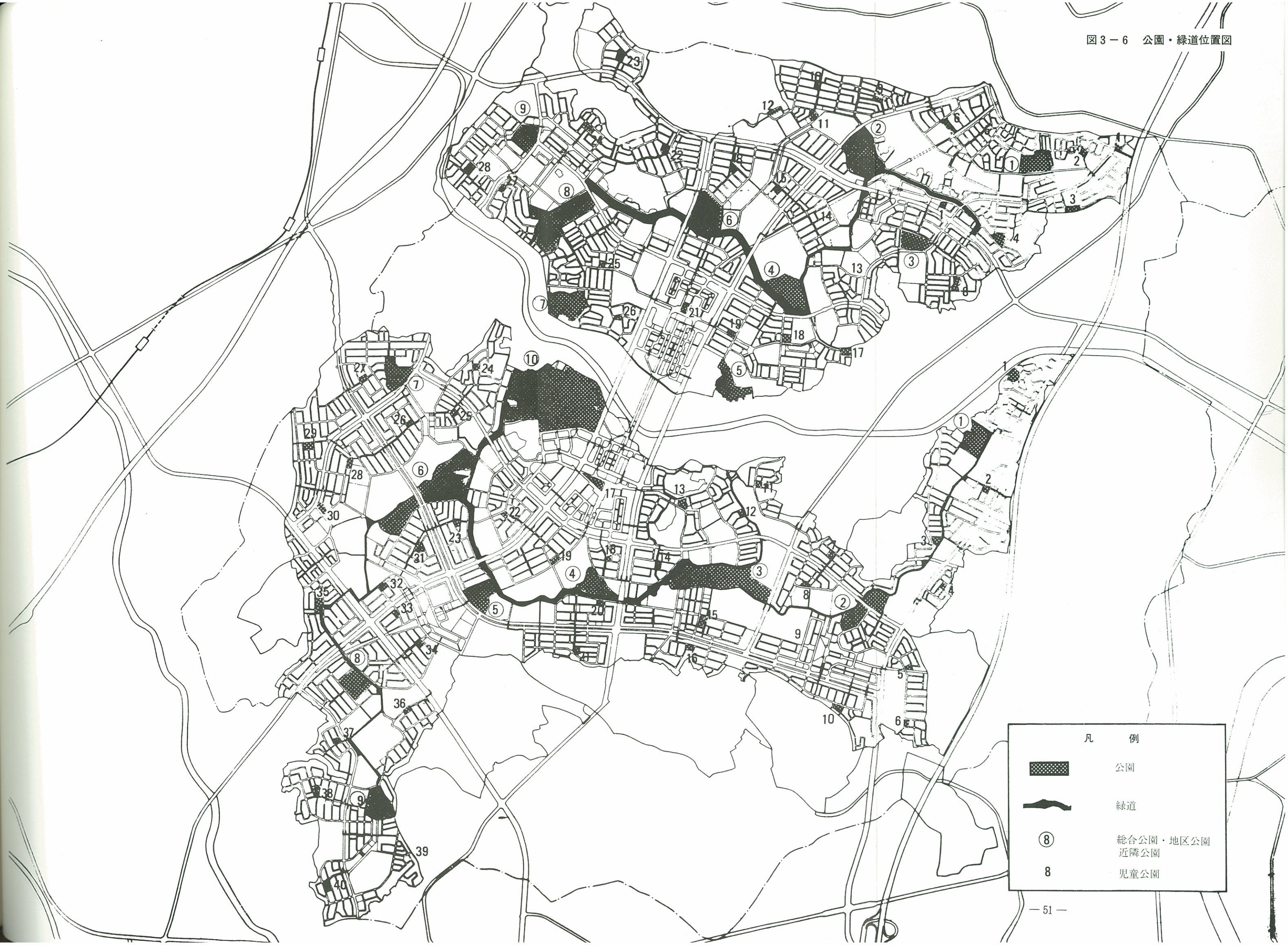

図３－７　歩道橋位置図

図３－８　センター地区・駅・鉄道(地下鉄)位置図

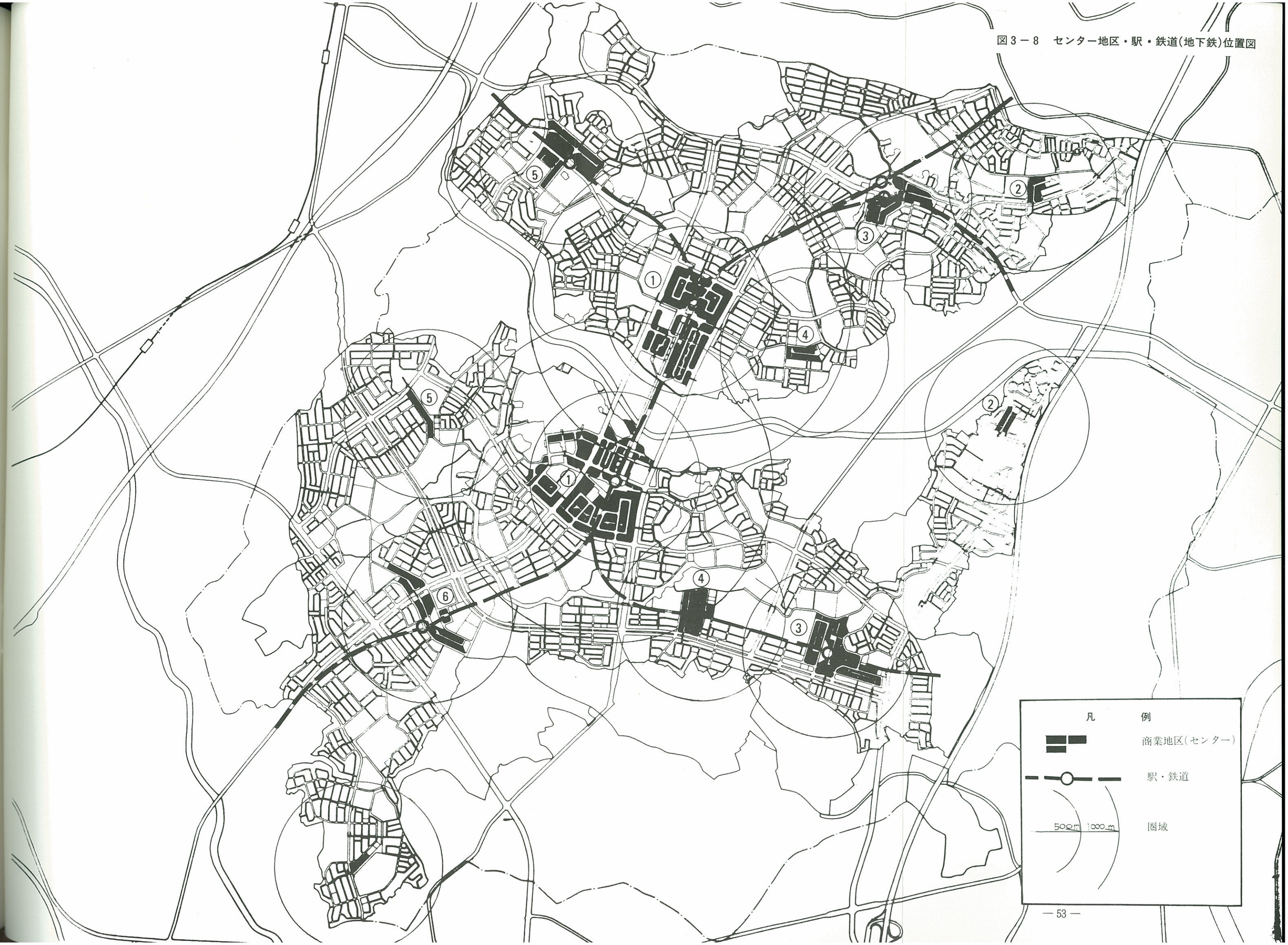

第４章
住民意向反映システムの検討

第４章　住民意向反映システムの検討

４－１　町界町名施設名の決定における住民意向反映の必要

港北ニュータウンは開発当初から「住民参加によるまちづくり」を理念として掲げ、それを目指して推進されてきた。現在、第一次入居を間近に控え、新たな区画に合わせた町割・町名を設定するにあたっても、その理念の一環として位置付けるべきであろう。自治体においても、住居表示の実施にあたっては地域住民のコンセンサスをいかに得るかが最大のポイントとなっており、町界・町名の変更に際しての住民のニーズを明確に把え、それを調査・吸収してゆくことが極めて重要な項目となっている。これは“住居表示に関する法律”において、住居表示審議会を通じて住民の意見を聴取するなど、基本的に地域住民の意見反映の場が設定されていることにもみることができる。

しかし、港北ニュータウンの場合、過去十数年に亘る事業の進行の中でつくりあげられてきた“事業推進連絡協議会”のような、ニュータウンの建設に直接関わる港北地区独自の住民組織があり、従来行なわれてきた住居表示のシステムをそのまま適用することで、却って混乱を生じ、円滑な運営を妨げることにもなりかねない。また、その住民組織についても、新たな住民が入居してくる中で、組織の改編を図り、新たなまちづくりへ向けて新住民を含めた地域に居住する関係当事者の末端までの意見・要望を反映し、利害を調整するものとならなければならない。

このような状況の中で、町界町名施設名の決定における住民意向反映システムは、現行の制度によりながらも、なお、幅広い多様な住民の意見を汲みあげ、港北ニュータウンの開発理念に沿って、住民自身による新たなまちづくりへの関心をより高める起爆剤として、また、新たなまちづくりの核として機能することが期待される。

４－２　住居表示の現行制度

現行制度における横浜市の住居表示の手続きの流れは次図のようになっている。

この制度の中にも基本的に地域住民の意見反映の場は設定されているが、これらの現行の制度によりながら、なお、幅広い多様な市民の意見を汲みあげ、新しいまちづくりの関心を高めるようなシステムを得ることが必要とされている。

図４－１　住居表示法に基づく横浜市の手続きのフロー

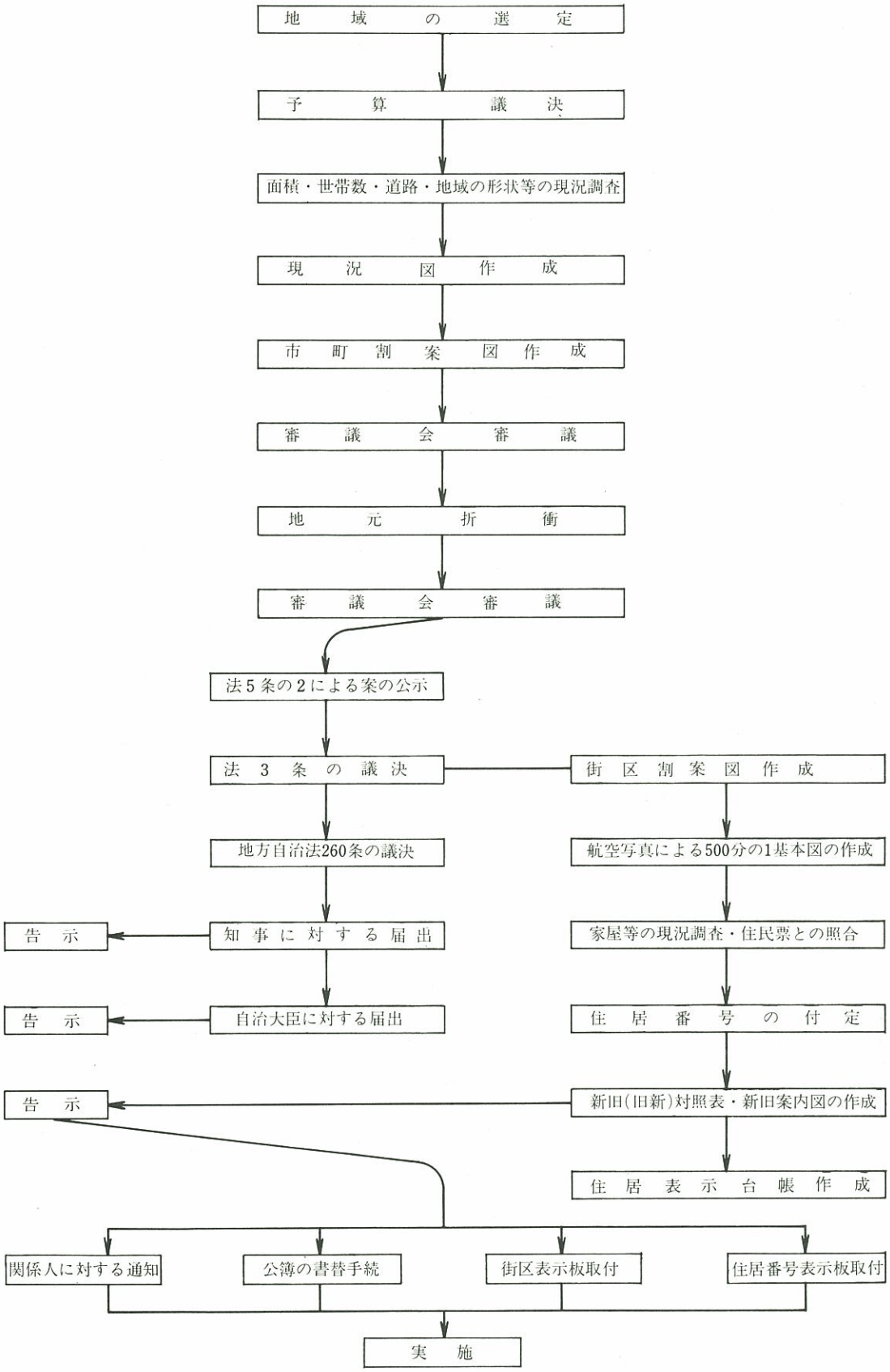

4－3　住民意向反映システムの当事者とプロセス

住民意向反映システムは行政における意志決定に、節々における地域に居住する関係当事者の末端までの意見、要望を反映し、利害を調整することである。しかし、そのシステムがあまりに複雑なものになると、却って混乱を生じ円滑な運営を妨げることになりかねない。港北ニュータウンの場合、町名・町区域の変更における多様な問題に関わる住民意向反映の当事者となるべき団体・個人等は次のようなものが考えられる。

表4－1

	団　体　名	構　成　員	摘　　要
住居表示法によるもの	住居表示審議会 住居表示調査会		
開発一般に関わるもの	顧問団会議 港北ニュータウン事業推進連絡協議会 区画整理審議会	港北区・緑区県市会議員 地権者代表委員 学識委員	
そ　の　他	町内会・自治会 農業協同組合 商店会 Ｐ・Ｔ・Ａ その他（新住民　等）		

実態としては、各団体の構成員が一部重複しているので、今回の町割・町名施設名の決定に際して、必ずしも全ての団体の参加を必要としないかもしれない。また、広域に亘る決定に関しても、包括的に参加することは必らずしも必要ではなく、当事者としての関心も薄れると思われる。むしろ、地域を日常生活圏の中で身近な関心をもつ最小ブロックに分割して、これに関わる当事者による参加をはかり、全体としての意向反映システムを構築することが適当ではないかと考える。

港北ニュータウンの場合、その基本理念の一つである「市民参加のまちづくり」を実現するために、地元と市・住宅公団をつなぐ組織として“港北ニュータウン事業推進連絡協議会（推進協）”があり、これが開発計画から事業実施に到る諸問題について地元の意見や要望

を反映するよう機能している。町界町名施設名の決定にあたっても同組織を活用することが必要であるが、市の住居表示整備上の作業フローの中に同組織をどのように位置付けるかが重要であろう。

図４－２　横浜市港北ニュータウン事業推進連絡協議会組織図

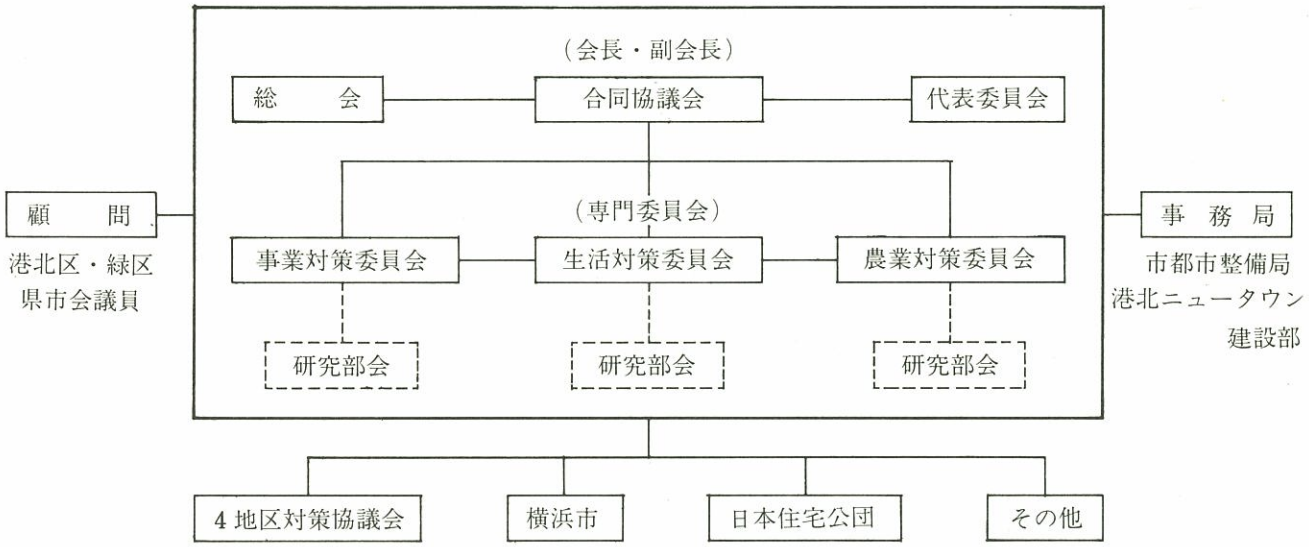

４－４　住民意向反映システムの提言

１）町界町名決定システム

基本的には、現行の住居表示整備の制度によるが、地元住民の意見聴取とそれに伴う原案の作成が特徴的なシステムとなる。つまり、地元住民の意見聴取に際しては関係住民による“グループ討議”が行なわれ、さらに、それらの意見・修正案をとりまとめる“代表者会議”が設立される。また、原案の作成に際しては、“代表者会議”が中心となって、住居表示調査会・関係機関（横浜市・公団等）が一体となって協議を進めることとなる。これらのシステムを昭和58年３月の第一次住居表示施行までのフローチャートとして次図に示す。

図４－３　町界町名決定システム―フローチャート

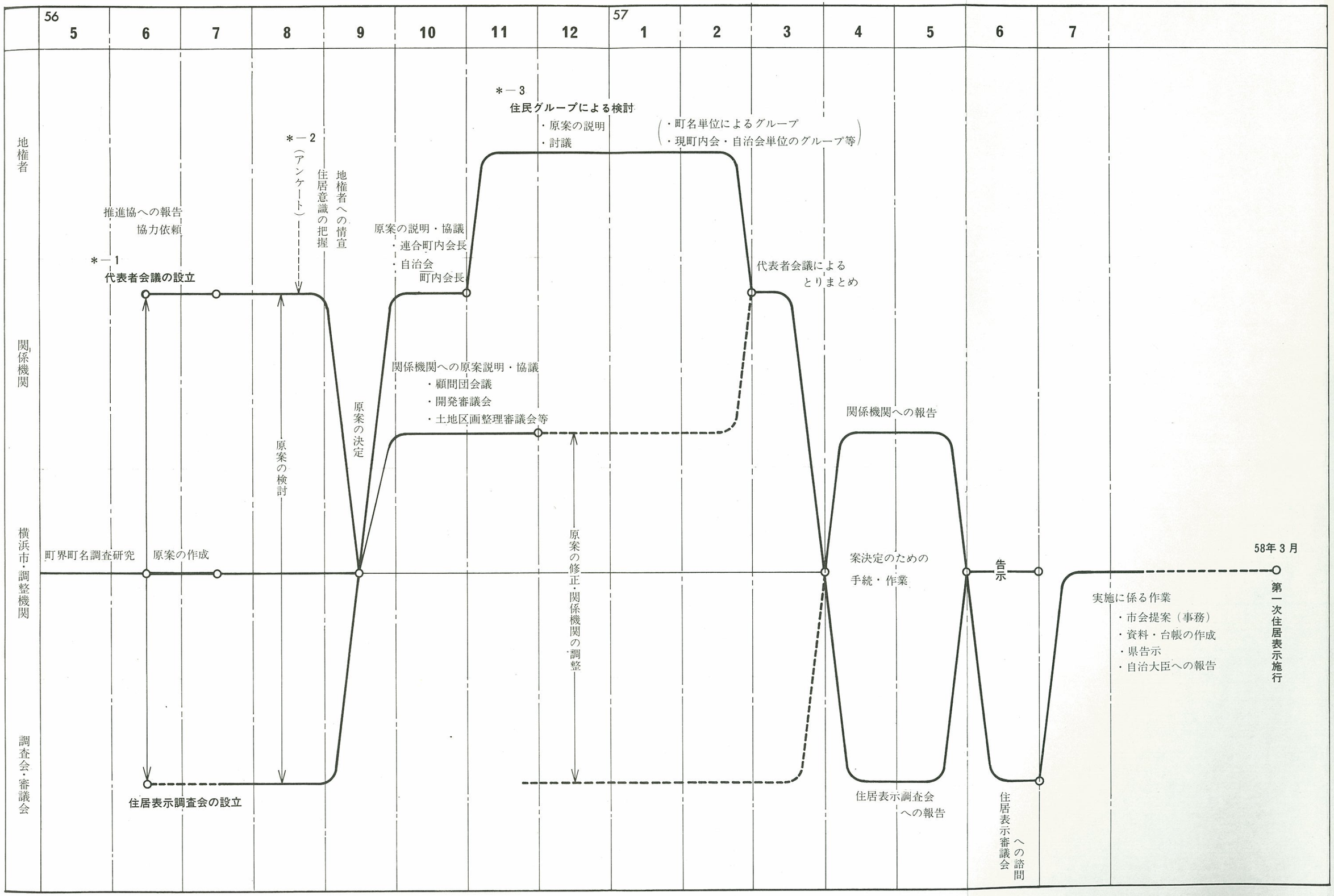

＊－1　町名施設名検討を推進する組織（案）

①　推進協内に“代表者会議”を設ける。

◦新たな専門委員会を組織する。

◦現在機能している専門委員会の内部に研究部会をつくる。

②　“代表者会議”の構成

◦各地区協議会長・副会長，各地区事業対策委員長，生活対策委員長などによって構成される。

◦実質的な推進母体となる事務局の設置が必要

③　“代表者会議”の役割

◦町会および統合名について原案を検討し、住民への情宣・意見のとりまとめの役割を持つ。

◦関係機関との連絡・調整を図る。

◦港北ニュータウンの住民参加によるまちづくりを継承し、施設名の検討などにより、コミュニティ形成の促進を図る。

＊－2　アンケートについて（必要に応じて行なわれるものである）

①　実施主体

◦基本的に、住民の意向をとりまとめる役割をもつ“代表者会議”の事務局が担う。

◦あるいは、住居表示の施行を行なう横浜市（ニュータウン建設部、市民局）

②　目的

◦町界町名の検討を行なううえで、それに対する住民意識を事前に把握する。

◦町界町名の検討を行なう目的・方法等を住民に知らせ、“住民グループによる検討”への積極的な参加を図る。

③　方法

◦地権者全員に対して行なうのが最も良いが、場合によっては一部地域のみでもある程度有効な情報は得られると思われる。

＊－3　住民グループによる検討について

①　組織の構成

◦関係住民によるグループを形成するが、現況に即した場合と計画地区に即した場合が考えられる。

＊現況に即した場合 ── 町内会・自治会単位（あるいはそれを幾つかのグ

ループに分ける）で構成するのが最も有効。

＊計画に即した場合 ── 計画地区における町割設定によって構成する。この場合、中学校区規模（区画整理施行地区内で15ブロック、1ブロック400～500人の地権者）が最大と考えられる。

町割単位規模（87ブロック＝80～100人）も考えられるが、ブロック数が多くとりまとめが困難と思われる。

② 組織の運営

- “代表者会議”がとりまとめ役となって、グループの形成・討議の推進を行なうこととする。
- グループの形態は住居表示施行後も継続され、地域のまちづくりに向けてのコミュニティ活動の核となることが望まれる。

③ 検討の方法と内容

- “代表者会議”による原案の報告・説明をうけて、各地区に関わる事項を討議する。討議の結果（町名案・質問・意見等）は、“代表者会議”によってとりまとめ、検討を行なうものとする。

2）施設名決定システム

図４－４　施設名決定システム

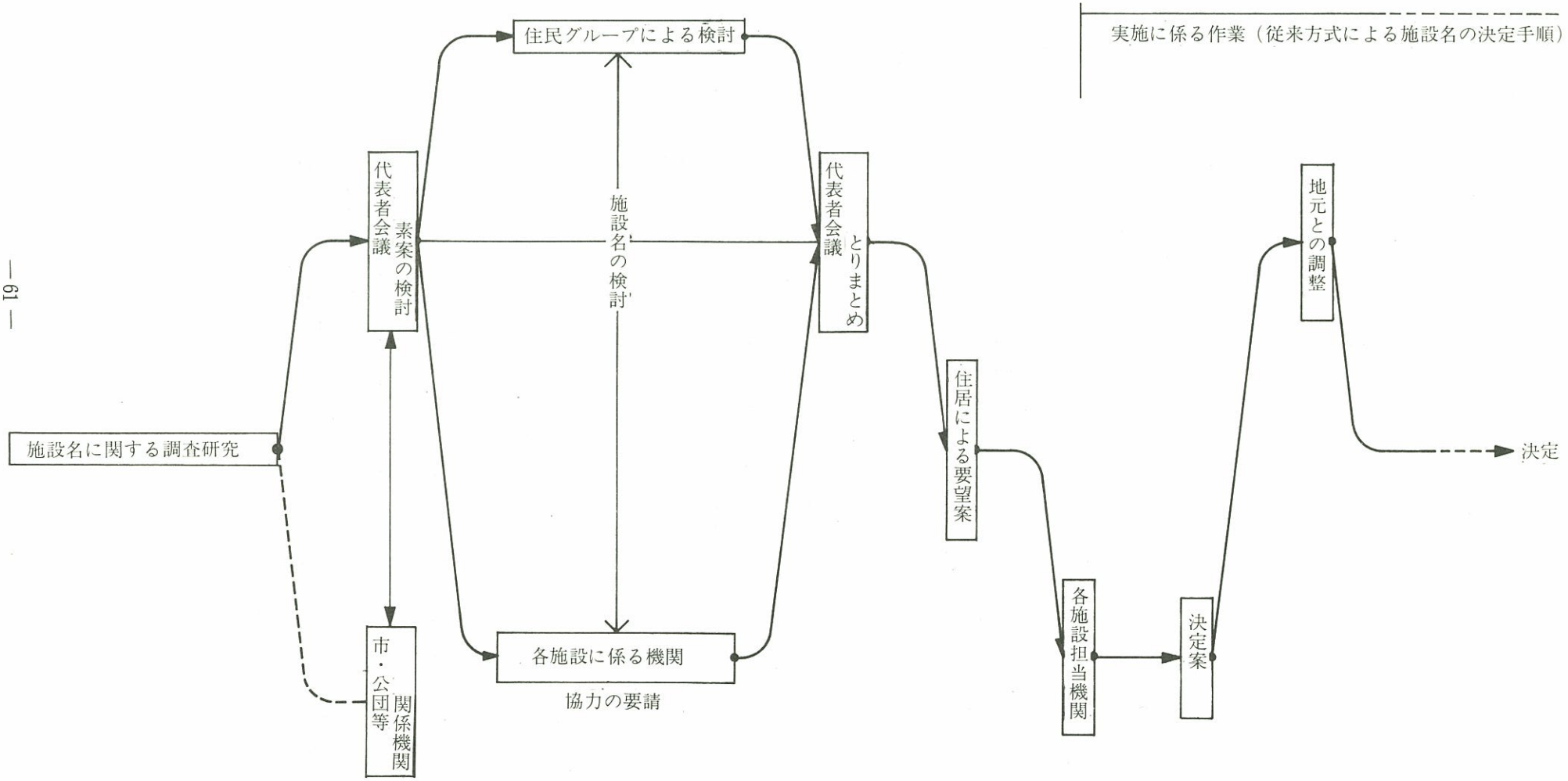

a）施設名の住民参加による検討は、基本的に町名検討においてつくられる“代表者会議”がひき続きリーダーシップをとり、住民グループによる討議によって行なわれるものとしたい。住民グループの構成は、町名検討の段階と若干異なり、新住民を含めたものとなる。

討議の内容は、各地区内の施設名の具体的な検討となるが、港北地区全域に関わる幹線街路・大規模公園・緑道等以外については、各施設の建設・整備の計画が確定してから検討を行なうのが適切と考えられるため、本調査研究では各施設名決定の従来方式および施設名決定における住民意向反映システムのフレームを提示するにとどめる。（第3章参照）

b）施設名決定における“代表者会議”“グループ討議”の役割を分類すると、以下のように考えられる。ただし、本調査研究において検討した全施設に対して、原案あるいは命名方針を“代表者会議”で検討しておくことが望ましい。

① 供用開始前に“代表者会議”で命名しておくことが望ましい施設。

〔幹線街路、サブ幹線街路、緑道、総合公園、センター地区、歩道橋（各種用途別地域名）〕

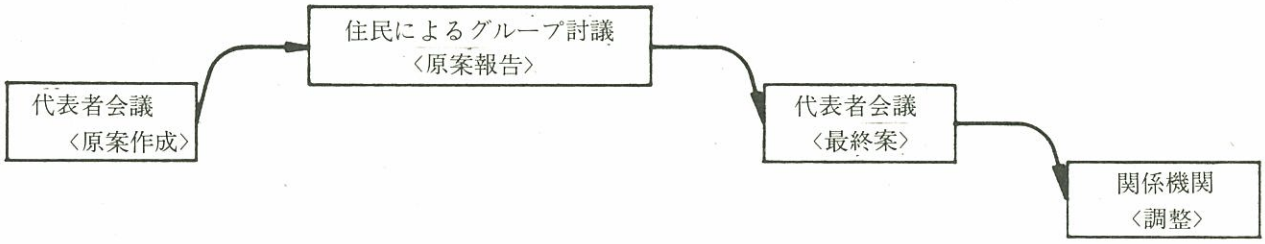

② 供用開始後に新住民を含めた“グループ討議”によって命名することが望ましい施設。

〔緑地・丘・池・広場・細街路・並木・自治会館・公民館〕

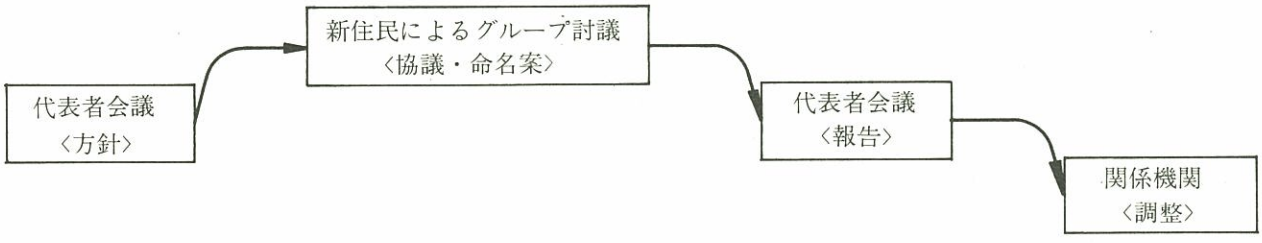

③　施設の建設に合わせて“代表者会議”で検討した方針を「要望案」として、関係機関に提案することが考えられる施設。

〔駅・バス停・その他公共公益的施設〕

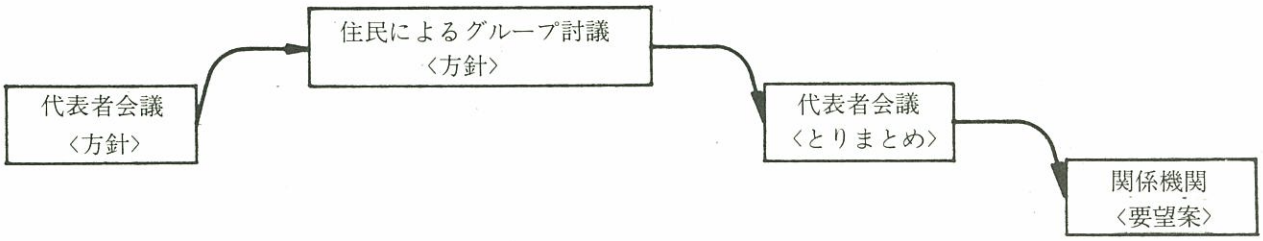

④　施設の建設に合わせて、住民（新住民が主）と施行者（管理者）による協議によって命名することが望ましい施設。

〔歩行者専用路・児童公園・教育施設・集合運動場〕

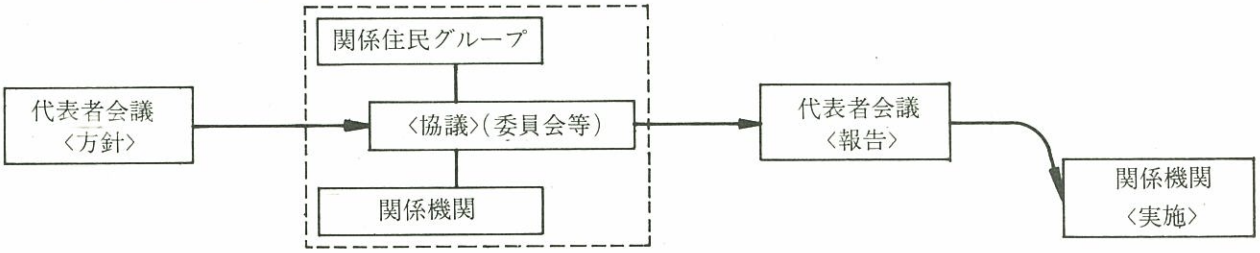

c）なお、この施設名決定のシステムは、町界町名決定システムを継承し、将来的なニュータウン全域のまちづくりにおける住民活動の一環として位置付けられ、施設名の検討のみにとどまらず、港北地区のまちづくりに伴う多種多様な事柄を検討する場となることを期待したい。

おわりに

既に本研究と併行して、行政における港北ニュータウンの住居表示等の作業は進行している。これらの流れと対応することからも本調査研究はかなり「現実的な側面」をも重視しながら進められた。報告書を終えるにあたって、各章において提言している事柄に関して若干の問題点を記しておきたい。

1. 地名としてのまちの構成単位は基本的に中学校区規模にとった。これは近年のニュータウン等の建設において、一般的に採用されているが、日常生活におけるコミュニティに相当するまちの単位は、もっと小さな「顔を見知り得る」行動圏であることから、より小さなまち単位毎に個有の名前を付する方が好ましいとする意見もあった。この点は、一方では行政サービス等の効率化の要請から、町名を簡素化したいとする考え方と対立する点である。このため、市民の善意によってはより小さな町単位である「丁目」単位についても、個有の名前をつけることを提案しているのである。実施にあたって、行政側がこれらの趣旨を十分に生かすことを期待したい。
2. 地名に関しては、原則として古い文化や生活のにおいを保存することから、古い地名・字名などを極力残してゆくことを提言した。しかし、港北ニュータウンは地域のこれまでの文化との連続性の上にたちながら、更に新しい都市生活の創造へ向かうということから、そのような古い地名・現代とは縁の遠くなった語感等による地名にあまりこだわるのはどうか、という議論もなされた。これについては、一つのアンチテーゼとして、参加する市民に問題を残すことになるだろう。

   日本語という言葉自体がゆれ動いている今日、イメージ用語・カタカナ用語・流行語等に対してのアレルギーはなくなりつつあり、むしろ、これを新しいまちイメージにふさわしいとみるむきもある。しかし、これが長期的な地域文化の個性をあらわす名前としてふさわしいかどうかということについては、更に幅広い検討が必要であろう。
3. 参加によるまちづくりは、事業者や行政側がすべて完成品として提供することではなく、居住する人たちの日常行動の中で加工されたり、自然に誘発することに期待することでもあろう。その意味から、町名施設名についても、すべて完成した形で提示することが望ましいとは言えず、「半製品」として、「名無しの権名衛」としておくことも一つの行き方と思われる。

   町割りについても町名施設名についても、将来にかけての柔軟性をもたせた、幅のある方策がとられることが望ましい。

昭和30年代から40年代にかけて激しい都市集中がなされ、市民の大きな流動があった時期、都市生活者は浮草のように浮遊できるものであり、新しい住宅地は単なる「仮りの宿」にすぎなかった。このような大衆社会状況の中では、市民はみな匿名性・無名性の中に生き、隣人や地域に対しての共同化や連帯の意識は育つこともなく、土地の固有の文化や伝承などに対する関心ももたれなかった。

しかし、安定期に入って、都市は落着きをとりもどし、新たな文化創造の場として熟成の過程に入ろうとしている。都市はあらためて「定住の場」とみなおされるようになり、市民はアノニマスの状況から個性的な生活・個性的な環境を求め、それに参加することを期待している。

このような状況から、地名の問題も関心が深まってきているのである。地名は単に環境につけられる符号ではなく、地域における共同意識につながる「シンボル」としてイメージされよう。新しい郷土意識がどのようなものとなるかはいまのところさだかではないが、ともあれそこに定住し、いろいろな人間的交流が生まれ、将来もその地域をふるさととして誇りうるために、それぞれのまち固有の環境や個性や文化的ないとなみが擬集して掲げられる「旗」が地名なのかもしれない。その意味から、創造的なまちづくりは創造的な地名の創出につながるのかもしれない。まだ新しいこの分野において、さらにこの研究が深められることを期待する次第である。

昭和56年9月